

第 6 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成22年11月 8 日

(平成21年度決算)

(企画振興部・各種委員会・出納局等・商工観光労働部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成22年11月8日(月曜日)

午前10時2分開議
 午前11時35分休憩
 午後1時2分開議
 午後1時32分休憩
 午後1時40分開議
 午後3時19分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第17号 平成21年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第19号 平成21年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第21号 平成21年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第24号 平成21年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第31号 平成21年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(10人)

- 委員長 馬場 成志
- 副委員長 溝口 幸治
- 委員 児玉 文雄
- 委員 鬼海 洋一
- 委員 中原 隆博
- 委員 大西 一史
- 委員 九谷 弘一
- 委員 内野 幸喜
- 委員 高木 健次
- 委員 増永 慎一郎

欠席委員(1人)

- 委員 村上 寅美

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

- 部長 坂本 基
- 次長 河野 靖
- 次長 伊藤 敏明
- 企画課長 坂本 浩
- 地域振興課長 佐藤 伸之
- 新幹線元年戦略推進室長 津森 洋介

川辺川ダム総合対策

- 課長 田中 浩二
- 情報企画課長 松永 康生
- 文化企画課長 富永 正純
- 交通対策総室長 高田 公生

- 交通対策総室副総室長 中川 誠
- 統計調査課長 佐伯 康範

商工観光労働部

- 部長 中川 芳昭
- 総括審議員兼政策審議監 田中 邦典
- 総括審議員兼

観光経済交流局長 守田 眞一

商工労働局長 田中 伸也

新産業振興局長 真崎 伸一

商工政策課長 田中 信行

商工振興金融課長 福島 裕

労働雇用課長 古閑 陽一

産業人材育成課長 吉永 一夫

産業支援課長 高口 義幸

新エネルギー産業振興室長 森永 政英

企業立地課長 山内 信吾

観光交流国際課長 松岡 岩夫

くまもとブランド

推進課長 宮尾 千加子

出納局

会計管理者兼出納局長 富 永 安 昭
 首席会計審議員兼
 会計課長 田 上 勲
 管理調達課長 清 田 隆 範

人事委員会事務局

局 長 松 見 辰 彦
 首席総務審議員兼
 総務課長 佐 藤 幸 男
 公務員課長 松 見 久

監査委員事務局

局 長 林 田 直 志
 首席監査審議員兼
 監査監 柳 田 幸 子
 監査監 山 中 和 彦

労働委員会事務局

局 長 坂 田 憲 久
 審査調整課長 吉 富 寛

議会事務局

局 長 井 川 正 明
 次長兼総務課長 高 橋 雄 二
 議事課長 池 田 正 人

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 和 彦
 議事課課長補佐 平 田 裕 彦
 議事課課長補佐 堀 田 宗 作
 議事課主幹 津 川 尚 美

午前10時2分開議

○馬場成志委員長 それでは、ただいまから第6回決算特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

本日は、初めに企画振興部の審査を行い、その後、午後1時から各種委員会、出納局等及び商工観光労働部の審査を行うこととしております。

それでは、これより企画振興部の審査を行

います。

まず、企画振興部長から総括説明を行い、続いて担当課長、総室長から順次説明をお願いいたします。

初めに、坂本企画振興部長。

○坂本企画振興部長 平成21年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、企画振興部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

指摘事項は「並行在来線である肥薩おれんじ鉄道については、高齢者の乗り継ぎに配慮した運行ダイヤや停車ホームの設置など、地域の実情に応じた利便性の向上をさらに図っていくよう肥薩おれんじ鉄道株式会社に対して改善を求めるとともに、今後とも、沿線地域の意見をよく聞き、連携して利用促進等に取り組むこと。」でございます。

肥薩おれんじ鉄道では、お客様御意見箱の設置等を通じて利用者の声を聞き、利便性の向上に努めています。来年3月のダイヤ改正においても、さらなる改善に努めるよう会社へ要請しています。

利用促進等につきましては、職員が沿線地域へ出向いて地域の意見を聞きながら、沿線市町、観光協会、NPO等と連携した事業を実施しております。

今後とも、地域の連携を積極的に図りながら、沿線住民の方々に親しまれ、利用していただける鉄道となるよう取り組んでまいります。

続きまして、平成21年度決算について御説明申し上げます。

配付しておりますお手元の決算特別委員会説明資料1ページの平成21年度歳入歳出決算総括表により説明いたします。

歳入につきましては、収入済み額27億600万円余となっており、不納欠損額、収入未済

額はございません。

また、歳出につきましては、支出額が53億6,100万円余、翌年度繰越額が14億1,600万円余、不用額が1億9,000万円余となっております。

不用額の主なものは、補助事業の事業費確定に伴う執行残及び経費節減等による執行残でございます。

詳細につきましては各課、室長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○坂本企画課長 企画課でございます。着座のまま御説明いたします。

決算状況の御説明に先立ちまして、本年度の監査委員会による定期監査の結果につきまして御報告いたします。

企画振興部各課・総室とも公表事項はございません。

続きまして、決算状況につきまして、お手元に配付の決算特別委員会説明資料により御説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、財産収入及び諸収入のいずれも不納欠損、収入未済額はありません。

主な収入ですが、諸収入に5,894万円余があります。このうち5,852万円余は、全国知事会に積み立てていた資産が各都道府県に返還されたことによる収入でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

資料の3ページをお願いいたします。

予算現額2億8,776万円余に対し、支出済み額2億6,930万円余となっております。なお、不用額は1,846万円余でございます。

一般管理費は、時間外勤務手当と休日勤務手当でございます。なお、不用額はございません。

企画総務費は、職員給与費及び各種の手当でございます。なお、不用額は執行残でござ

います。

計画調査費でございますが、これは備考欄の事業の概要のとおり、主な事業を申し上げますと、重要政策調整事業、広域開発行政促進事業、くまもとの夢4カ年戦略推進事業等に係る経費でございます。なお、不用額の主なものは、重要政策調整事業の執行残でございます。

重要政策調整事業は、県政の重要課題に迅速に対処するための待ち受け的な予算であり、結果として執行残が生じたものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。着座して説明させていただきます。

旧地域政策課分でございます。地域政策課につきましては、組織改正によりまして、本年度から地域振興課と新幹線元年戦略推進室の2課に分かれたところでございますが、決算状況につきましては一括して私の方から御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。4ページでございます。

手数料につきましては、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者登録手数料新規4件、更新7件でございます。不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、国庫補助金でございますが、定住自立圏等民間投資促進交付金につきましては、定住自立圏等において、圏域全体の暮らしに必要な都市機能等を確保するため、医療関連事業のハード整備を対象に、交付対象事業者に対して交付金を交付する事業でございます。

備考欄に記載しておりますとおり、対象事業の事業変更に伴う事業額の減により国からの交付金が減額されたため、予算現額と比べ

て1,100万円余の減となっております。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、離島体験滞在交流促進事業費補助につきまして、天草市が行います御所浦島開発総合センターのバリアフリー化に対する助成事業に対する国庫補助金でございます。事業全体を繰り越しましたために、翌年度収入となっているものでございます。

特定地域振興対策事業費補助につきましては、水俣・芦北地域の環境学習事業等を実施する水俣・芦北地域環境フィールドミュージアムプロジェクトに対する国庫補助金でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

また、地域活性化・生活対策臨時交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、国の追加経済対策による熊本駅周辺都市機能誘導等推進事業及び新幹線元年戦略推進事業に対する国庫補助金でございます。ともに不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、財産収入でございます。

土地貸付料につきましては、万日山にございます熊本市の排水管理設工に対する土地貸付料でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

また、有価証券売払い収入につきましては、フィッシャリーナ天草株式会社の県保有株式の売却に伴う収入でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、諸収入でございますが、金融機関への預託金利子及び貸付金元利収入6億6,216万円余につきましてでございますが、これは、平成5年度から平成17年度に貸し付けました地域総合整備資金貸付金、いわゆるふるさと融資でございますが、の回収金でございます。不納欠損額、収入未済額はともにございません。

雑入でございますが、主に財団法人自治総合センターからのコミュニティー助成事業に

係る交付金等でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

一般管理費につきましては、主に時間外勤務手当、特別配当分でございます。不用額はございません。

次に、企画総務費でございますが、地域政策課43人の職員給与費でございます。不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、備考欄の事業の概要のとおり、新幹線くまもと創り推進事業や各種地域振興企画の推進などの執行経費でございます。

なお、翌年度繰越額1,388万2,000円につきましては、後ほど繰越事業調べで御説明をいたします。

附属資料の1ページをお願いいたします。

離島振興対策事業につきましては、歳入のところでも申し上げましたとおり、天草市が行う御所浦島開発総合センターのバリアフリー化に対する助成事業でございますが、天草市が地元関係者との協議あるいは設計の確認等に不測の日数を要しまして、年度内工期の確保ができなかったために繰り越したものでございます。

当事業につきましては、現在、天草市におきまして、改修工事設計委託が完了しております。今後、今月中旬に工事請負契約を締結し、2月下旬に工事が完了する予定でございます。

恐れ入りますが、説明資料の6ページにお戻りをいただきたいと思います。

不用額につきまして3,200万円ございますが、これは定住自立圏等民間投資促進交付金の対象事業の事業変更に伴う事業額の減並びに入札の執行残を初め経費節減に伴うものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく

お願いいたします。

○田中川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。よろしく申し上げます。失礼して座って説明させていただきます。

それでは、資料の7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、財産収入、繰入金及び諸収入のいずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入ですが、上から2段目、繰入金に3,123万円余がございます。これは五木村振興基金から五木村振興に係る事業、これは五木村振興交付金交付事業でございますが、この財源に充てるために、基金から一般会計に繰り入れたものでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

資料の8ページをお願いいたします。

予算現額1億4,174万円余に対し、支出済み額1億3,701万円余となっております。なお、不用額は473万円余でございます。

上から2段目、一般管理費は、時間外勤務手当でございます。不用額はございません。

その下、企画総務費は、職員給与及び各種の手当でございます。なお、不用額は執行残でございます。

計画調査費でございますが、これは備考欄の事業の概要のとおり、主な事業を申し上げますと、川辺川ダム総合対策事業、五木村振興交付金交付事業等に係る経費でございます。なお、不用額は経費節減に伴う執行残等でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。座って説明させていただきます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

歳入の主なものについて御説明いたしますと、4段目の電気通信格差是正事業費補助は、情報通信格差是正のため、11市町村が昨年度の国の経済危機対策を活用して実施します携帯電話基地局整備事業に対する国庫補助でございますが、事業全体を繰り越したため、翌年度収入になったものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

下から3段目の雑入でございますが、これは企業局及び病院局の庁内情報システムの利用に係る負担金及び庁内イントラネットページの企業広告収入等でございます。

次に、11ページの歳出について御説明いたします。

表の中ほど、人事管理費で3,500万円余の不用額が生じておりますが、これは経費節減に伴う執行残でございます。

次に、表の一番下の計画調査費で5,100万円余の不用額が生じておりますが、これは経費節減及び入札に伴う執行残でございます。

また、翌年度の繰越額の13億2,000万円余につきましても、恐れ入りますが、決算特別委員会附属資料の2ページをお願いいたします。

繰越事業調べでございますが、これは歳入のところで申し上げましたが、携帯電話基地局整備事業につきましても、用地取得等に時間を要し、年度内の工事完了が困難となったため、全額を繰り越したものでございます。

なお、現在の進捗状況は、11市町村のうち9市町村が完了し、約80%となっており、年内にはすべて完了する予定であります。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○富永文化企画課長 文化企画課でございます。座って説明させていただきます。

資料は12ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、使用料、手数料につきましても、これは県立劇場の

施設及び附属設備使用料、それから駐車場使用料等でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、予算現額と収入済み額との差につきましては、見込みより利用者が増加したこと等によるものでございます。

次に、国庫支出金でございますが、6月補正、12月補正、2月補正で計上いたしました国からの緊急経済対策に伴う交付金収入でございまして、県立劇場音響施設の改修や松橋収蔵庫ロビー改修工事等の分でございます。

予算現額との差は、年度内に完了いたしました工事等を除きまして、県立劇場コンサートホールの改修工事や2月補正分の事業を繰り越したため、翌年度収入となったものでございます。

次に、諸収入でございます。

これは県芸術文化祭オープニングステージ実施に伴います財団法人地域創造からの助成金でございます。

次の13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

企画総務費は、職員15人の職員給与費でございまして、不用額は時間外手当等の執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、備考欄に記載しております熊本県芸術文化祭推進事業、博物館関係事業、文化関係団体補助、県立劇場管理運営等委託費の執行経費でございます。

不用額の500万円余は、県立劇場の施設整備及び松橋収蔵庫の改修の入札に伴う執行残及び経費節減による執行残でございます。

繰越額の7,700万円余につきましては、決算特別委員会附属資料の3ページの方をお願いいたします。

繰越事業調べでございますけれども、補正で計上いたしました国からの緊急経済対策に伴う事業が、県立劇場コンサートホールの車いす席の設置、ホワイエの窓枠改修等の設計

に不測の日数を要し、また、ホールの予約の関係等で年度内に工期の確保ができなかったもので、繰り越しをしたものでございます。

進捗状況66.4%とそこに書いてございますけれども、本日も同じ66.4%でございますけれども、2月補正に係ります窓枠改修分が来週開札予定でございまして、その契約が済めば約85%の予定でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高田交通対策総室長 交通対策総室でございます。

交通対策総室の決算状況につきまして説明申し上げます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

内容につきまして申し上げますと、まず使用料は、天草エアラインが機体の整備などに使用する際における阿蘇くまもと空港内の格納庫の使用料でございます。

次に、国庫支出金でございますが、これは国からの緊急経済対策事業に対する交付金収入でございます。

予算現額と収入済み額の差につきましては、まず鉄道駅——玉名駅及び八代駅でございますが、のバリアフリー化設備整備事業の確定に伴う収入調定額の減及びノンステップバス4両分の購入補助に係る財源を、地域活性化・経済危機対策臨時交付金から特別交付税措置の対象となる一般財源に振りかえたことに伴う減でございます。

次に、財産収入でございますが、これは県有地である阿蘇くまもと空港関連用地の貸付料並びに熊本空港ビルディング株式会社及び九州高速道路ターミナル株式会社からの株主配当金でございます。

予算現額と収入済み額との差につきましては、九州高速道路ターミナル分の配当金の収

入でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

繰越金でございますけれども、先ほど説明申し上げました鉄道駅のバリアフリー化設備整備事業の確定により国からの交付金を減額しておりますが、財源振りかえを行ったことに伴い、一般財源が増加したものでございます。

次に、諸収入でございますが、これは財団法人空港環境整備協会からの空港環境整備事業の事業費の確定による助成金などの返納でございます。

続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。

資料の16ページをお願いいたします。

一般管理費につきましては、時間外勤務手当でございますが、不用額はございません。

次に、企画総務費でございますが、当総室19名分の職員給与費でございますが、不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、備考欄の事業の概要のとおり、九州新幹線建設促進、地方公共交通対策、阿蘇くまもと空港国際線振興対策などの執行経費でございます。

不用額が1,900万円程度でございますが、先ほど歳入のところでは申し上げました鉄道駅のバリアフリー化設備整備事業において、工法などの見直しにより事業費が1,400万円余の減となっており、これが不用額の4分の3を占めておるところでございます。残りにつきましては、入札や経費節減などに伴う執行残でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○佐伯統計調査課長 統計調査課でございます。

17ページの資料をお願いいたします。

まず、歳入でございますが、資料の17ページから19ページにかけて記載しております国

庫支出金でございます。これは統計調査に係る国の委託金でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、19ページの諸収入をごらんください。

これは、県預金利子、年度後返納でございます。年度後返納につきましては、職員の通勤手当、住居手当の返納分でございます。いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、歳出でございます。

20ページをお願いいたします。

まず、統計調査費でございますが、統計調査総務費は職員36名の給与費等でございます。なお、不用額の288万3,000円は、人件費の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

委託統計費は、国からの委託統計調査の執行経費でございます。なお、不用額1,802万9,000円は、主に入札や経費節減に伴う執行残でございます。

単県統計費は、県民所得推計調査等の県単独の調査及び統計年鑑等の刊行物の作成に要した経費でございます。なお、不用額109万2,000円は、経費節減に伴う執行残でございます。

統計調査課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○馬場成志委員長 以上で企画振興部の説明が終わりましたので、これから質疑に入りたいと思います。どうぞ、どなたからでも。

○大西一史委員 幾つかちょっとお尋ねがあるんですが、1つ、例えば3ページの企画課の計画調査費あるいは6ページ、地域振興課の計画調査費というのがそれぞれありますが、この計画であるとか、いろんなプランとか、そういったものを策定されるときに、大体、何というんですか、アウトソーシングと

いうか、シンクタンクへの委託というのを結構されているんじゃないかなというふうに思うんですが、この辺の事業の中には、そういったものというのはどのぐらい含まれているかというのわかりますか。

○坂本企画課長 計画調査費としておりますが、事業の内容としては、重要政策調整事業、広域開発行政促進事業等を見ていただきますとわかるとおり、重要政策調整事業というのは、各部から緊急に出てきた課題だとか、そういうのに対応するための事業として、これをシンクタンクに委託して調査をする、しない、まあいろんなパターンがこれについてはございます。各部各課がやっておりますので、これについては、今回はたまたまそういうものはなかったと思います。ただ、そういうことが含まれる場合も当然あります。

それ以外、広域開発行政促進事業は、各種団体への負担金とか、そういうものです。それと、4カ年戦略推進事業につきましては、推進委員会の開催経費とか、そういうものになります。政策評価事業もそういうものになります。くまもと未来会議も、会議の開催費用になります。政策企画事業だけがどこかに委託をするというパターンをとっておりますが、今回、21年度の政策企画事業は、シンクタンクというか、これは九経調だったかな、一応委託をしておるところです。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でございます。

私どもの方でも、歳出の計画調査費に入っておりますが、委託料、例えば地域づくり団体へのモデル事業の委託ですとか、そういったやつはございますが、特にシンクタンクに委託というのは、ちょっと細かいところまでは承知しておりませんが、恐らくないのではないかと考えております。

○大西一史委員 何でそういうことを聞いたかということ、いろいろ計画をつくるときに、当然審議会を開いたり、いろんな委員会で市民参加というようなプロセスもあるでしょうし、ただ、基礎調査をいろんな意味で、例えばシンクタンクに依頼するようなケースもいろいろあるというふうに聞いていますし、特にこの企画部門ということで、これはほかのセクションでも、各部で多分そういったシンクタンクの利用というのがあるんじゃないかなと、委託あたりがあるんじゃないかなというふうに思っているんですが、それが、そもそも県庁の中でいろんな人材、多様な人材がいる中で、アウトソーシング、例えば企画部門のそういった頭脳の部分をアウトソーシングしてしまうということに対して、課題とか問題点というのではないのかなと。

要は、私自身がいろいろ調べていく中でも、シンクタンクに委託をして、例えば受託をした企業というのは、あんまりいろいろ一地域に必ずしも根差ざしたところばかりではないというふうに思うんですよね。やっぱりある程度地域の事情もわかったところに委託するとか、また、そういった工夫が必要なのかなというふうに思うんですよ。

全体として、県で、大体どのくらい年間、シンクタンクあたりに委託をしているのかなというのがちょっと疑問としてあったものですから、今、多分、企画課長が首をかしげられたので、すぐそういう数字を出せと言っても答えられないと思いますが、そういうシンクタンクに委託してこういった事業をつくっていくということに対する考え方というんですか、メリット、デメリットいろいろあると思うんですが、その辺についてはどういうふうな受けとめられているのか考えて、こういう事業を執行されているのかということのをちょっとお尋ねしたいと思っております。

○坂本企画課長 委員今お話があったとおり、当然それぞれメリット、デメリットがあるものですから、シンクタンクに委託した方が効率的かどうか、そこがノウハウを有しているかどうか、全国レベルで調査を委託できるような、多くを受ける対象のシンクタンクがあるのかどうか、あるいは大学の研究部門の方がいいのかどうか、いろんなことを検討しながら、我々、調査する場合には、委託をすべきか、自分たちで考えるべきか、大学と一緒にやるべきか、いろんなことを考えながら進めているところです。

○大西一史委員 今後、個別に——今、ちょっと今回の決算の中身については、余りそれぞれの課ではシンクタンクに委託しているようなものはほとんどないというようなお話でありましたから、これ以上申し上げませんが、けれども、ただ、今後、いろいろと事業をやっていく中で、計画をつくるというときに、その辺の政策立案の透明性を図ることが非常にいろいろあちこちで言われていますので、そういう意味ではシンクタンクに丸投げをして計画をつくるようなことにならないように、そして、なぜそこを使ったのかですね。

外部のいろんな知識を入れるということは非常に重要なことだと思いますから、それを私は否定しているわけじゃないんですが、全体的なコスト削減ということも含めて、自分たちの知恵の中でやっていけることというのはどれだけあるのかということもしっかり県庁の中で考えながら、そういった外部委託について注意をしながら執行をしていただきたいというふうに、それは要望をさせていただいておきます。

それともう1点ですけれども、今度は情報企画課の方にお尋ねしますが、10ページ、雑入のところで、これは771万6,000円が収入済み額になっていますが、情報システム利用に

係る負担金ということと、あと庁内イントラネットページのバナー広告収入等というふうになっていますが、このイントラネットページのバナー広告収入と負担金、これは内訳としてどのくらいバナー収入というのはあったんですかね。

○松永情報企画課長 バナー広告収入が132万円ほどでございます。それから、企業局、病院局の負担金が640万円ほどでございます。

○大西一史委員 それで、これは庁内イントラネットページのバナー広告収入であって、県庁ホームページのバナー、ありますよね。バナー広告の収入ではないということですかね。

○松永情報企画課長 そういうことでございます。

県のホームページにつきましては、広報課の方で掲げておりますので、私どもの方では、県の職員が使うイントラネットの中の最初のページに掲載しておるということでございます。

○大西一史委員 ということは、これは一般の県民は見ない広告ということになりますよね。

○松永情報企画課長 そういうことでございます。

○大西一史委員 こういうのというのは、非常に庁内イントラ、まあそれはそれでいいんですが、それはふえているのかなということと、それから、県庁のホームページ、これは広報課に本当は聞くべきなんでしょうけれども、ちょっと情報企画課さんの方でもしつかんでおられるのであれば、どのくらいバナー

広告収入というのは、引き合いというんですか、収入をいろいろふやしていくという上での一つなんです、ふえているのかというところをちょっと教えていただきたいと思いません。

○松永情報企画課長 済みません、広報課の方についてはちょっと今データを持ちませんが、私どもの方のイントラネットページの広告につきましては、現在8件枠を設けておりまして、すべて埋まっている状況でございます。

一応、入札という形をとっておりまして、入札の結果、一番高く落とされたところをお願いしているというところでございます。今のところ、8枠すべて埋まっているというような状況でございます。

○大西一史委員 例えばどんなものがあるんですかね。僕が見れないから、庁内でイントラネットでバナー広告ってちょっとイメージがわからないので、ちょっとそれだけ教えてください。済みません。

○馬場成志委員長 それと、現状は8枠ということですが、それもまた何か考えが別に、アイデアがあるのかどうかも含めてですね。

○松永情報企画課長 今利用していただいているところは、例えば、旅行会社であるとか、あと料理店、それから住宅建築会社、それから情報関係の会社、そういったところでございます。

一応、枠につきましては、スペースの関係もございまして、今のところ8枠が精いっぱいというところでございますので、今のところふやすという予定はございません。

○高木健次委員 情報企画課ですが、

歳入の9ページ。こっこの附属資料の2ページの方がわかりやすいと思うんですけども、この情報通信格差是正事業費の補助で、22年度に13億2,500万繰り越していますよね。この理由は、用地取得に不測の時間を要したということですが、この理由というのは、やっぱり隣接周辺住民の反対あるいは隣接地権者等の反対でなかなか用地交渉ができなかったというふうに理解をしますが、いかがですか。

○松永情報企画課長 この理由につきましては、先ほど申し上げましたように、1つは用地取得に時間がかかったということもございまして、実は国の補正予算でございましたので、交付決定の時期が昨年の12月からことしの1月にかけて行われたということがまず前提としてございます。

それから、鉄塔の整備場所につきましては、反対があるというよりも、山間地が多いございまして、用地取得あるいは調査、設計に時間を要したというのが主な理由になっておりまして、地域の方にとりましては、ぜひ携帯を使いたいという要望が多いございまして、反対ということは余り聞いておりません。

○馬場成志委員長 場所の確定の方が遅かったということでしょう、予算つけたよりもですね。

○松永情報企画課長 そういうことです。

○高木健次委員 昔は、市街地あたりでは、非常に周辺住民の反対とかがあったんですよね。ここに来て、そういう消費者といいますか、利用者の理解も大分進んできて、ただ、ちょっとこの前私にも相談があったんですけども、県が許可するわけでしょう、これは。ここでいいよという、業者から申請が上

がってきて、最終的な許可は県がするわけでしょう。県が許可をした後に、隣接地権者あたりから、やっぱりそういうことは知らなかったと、だから、何で自分の土地、畑のそばにこんな大きなアンテナがどんと建つんだらうかということで、ちょっとこれはやっぱり隣接地域の同意とかもとらずにという苦情があるんですよ。これは、今同意は要らないわけでしょう、隣接地域あるいは隣接地権者あたりの。

○松永情報企画課長 県が場所を許可するということではございませんで、地元の市町村の方で、ここに建てる必要がある、建てたいということをお要望いただきまして、これは計画にまとめていただきまして、これは国の総合通信局の方に県を経由して提出すると、そういう形で決まってまいりますので、地元の市町村の方で、その辺の隣接地等の了解とか、その辺はやっぱり御理解いただくようお願いするということになるかと思えます。県の方でこの場所をということではございません。

○馬場成志委員長 これは事業主体も市町村じゃないの。

○松永情報企画課長 市町村でございます。

○高木健次委員 市町村が事業主体でも、最終的には県の方に何らかの打診があって、許可とか、その辺は得るわけでしょう。

○松永情報企画課長 計画の方をうちの方に出していただきますので、内容は一応見せていただくということになります。

○高木健次委員 今回、この場合は、計画等におくれがあったということでの理由が大半だったと思うんですけれども、そういう事情

も、やっぱり地域に行けば苦情が来るんですよ、県はこがんとところにつくっていい。業者さんは、やっぱり最終的に県が許可したからという理由で周辺には説明しているんですよ。それはおかしいというようなこともありますから、この辺は非常に業者と——市町村から上がってくる時は、必ず業者を通してのあれでしょうから、その辺のコンセンサスをきっちりとつとかと、非常に問題も出てくるときもあるんじゃないかなという感じがしておりますので、よろしくその辺お願いしておきたいと思えます。

○松永情報企画課長 市町村と連携しながら、この辺は問題がないように、県としても指導してまいりたいと思えます。

○馬場成志委員長 今高木委員がおっしゃったのは、市街地の場合は、この予算と違う部分で県が許可しよる部分があつとじゃないですか。

○松永情報企画課長 市街地につきましては、基本的に民間ベースで進んでおりますので、どちらかという山間地域とか、なかなか民間ベースで事業が進まないようなところを市町村が事業主体になってやっております。民間ベースの場合については、県の方には全く上がってきていないという状況です。

○馬場成志委員長 やっぱり市町村許可でやるとということ。

○松永情報企画課長 そうですね。

○馬場成志委員長 いずれにしろ、連携とってもらうようにですな。

○松永情報企画課長 はい。

○内野幸喜委員 説明資料の2ページの全国知事会積立資産の返還、5,800万円ぐらい書いてあるんですが、この何か予算のところにもそもそも5,852万9,000円と減額があって、収入済み額が5,894万4,000円と。これは当初から予定されていた返還だったのかということがまず1点と、そもそもこの積立資産、なぜ返還されるのかと。それから、実際、この積立資産の返還というのは、熊本県が幾らか出していた分で戻ってきたのかとか、その辺をちょっと詳しくお聞きしたいと思います。また、この知事会自体が資産を形成しているのかとか、そういった面も含めてもう少し、先ほどの説明じゃちょっとわかりにくかったものですから、詳しく説明をお願いしたいと思います。

○坂本企画課長 平成21年5月に、大阪府の橋下知事が、行革の一環として各種団体の負担金の見直しを進める中で、全国知事会の積立金の存在を問題視して、全国知事会に見直しの要請書を提出したというのがきっかけです。

全国知事会では、積立資産検討プロジェクトチームを設置して今後の対応を検討した中で、21年の7月に開催された全国知事会において、3つの積立資金が10年間取り崩しがなかったという事実があったものですから、全額を各都道府県に返還するという案を提出して了承され、22年2月に各都道府県へ返還されることとなったものです。ですから、2月の補正予算で、そのときにこの歳入予算を立てたということになります。

その額の確定につきましては、それまでの出捐金の割合と分担金の割合をもとに算定、つまりそれまでに県が全国知事会に対して拠出していたその計算方法に基づいて算定した形で返還がされています。

3つの資産というのは、全国知事会運営資金積立資産というものと、財政調整積立資産

というものと、国際知事会議準備積立資産という、この3つの資産になります。

実は、都道府県会館の建てかえの余剰金を将来の建てかえのためにとっておくというようなことで、かなりの額が積み立てたまま残っておりました。それが大きな額になった要因です。それを今まで出してきた負担割合に応じて各都道府県に戻したということになります。

それ以外にも、若干の九州地方行政連絡会議の繰越金の返還だとか、そういうのも含めてこの額になっておりますが、当初、全国知事会からの返還金というのは、この2月の補正で出した額になります。

○内野幸喜委員 じゃあ、今後の返還の予定はもうないというんですかね。

それともう一つ、今後積み立てを想定した形の熊本県としての拠出はもうないということですか。その2点をお聞きしたいんですが。

○坂本企画課長 そのとき問題提起をされて、プロジェクトチームを設置し、検討した結果として、3つの積立金に対してこういう結論になったということで、それ以外にあるかどうか、済みません、把握しておりませんが、今のところ、多分この額で終わりだと思っています。

○内野幸喜委員 だから、これからは積み立てを想定した拠出はもうないということになるんですかね、この3つの分については。ということになりますね。

○坂本企画課長 そういうことだと思っております。

○溝口幸治副委員長 ほかにございませぬか。

○中原隆博委員 まず1点目でございますけれども、5ページ、一番上、フィッシャリーナ天草株式会社の県保有株を売り払った収入が記載されておりますけれども、これは具体的にどこに売られたのかというのが第1点ですね。

2点目は、私も、日ごろから非常に懸念しておることでございますけれども、企画振興部長から決算概要説明の中でお示しがございましたように、並行在来線、非常に地域の足として大事だということは私たちも重々承知をしております。

そんな中で、改善を求めて、地域と連携してということもわかるところです。第三セクター的な色合いの中で、この経営というのが、私は、さらに悪化しはしないかというふうな懸念も持っているわけです。

先般、たまたま観光議連の中で、外国人の皆さん方にこの肥薩おれんじ鉄道を利用していただいて、まあ笑いがとまらないようなお話もあったんですが、長期的なスパンとして見た場合には、非常に難題が山積しているんじゃないかと、経営問題についてですね。今まで何人か経営者もかわった中で、さほど利益が出るような形になっていないものですから、今後も見通し等を含めて、県としてどうするのか、その2点をちょっとお聞かせください。

○佐藤地域振興課長 株式でございますけれども、これは、昨年、ベルポートジャパンというマリーナの運営、管理あるいは周辺開発をする会社がございまして、そこに180株ほど売却したということでございます。

○中原隆博委員 どんな会社、もう一回詳しく。

○佐藤地域振興課長 兵庫県の芦屋市に本社

がございまして、マリーナの運営、管理、それからマリーナの周辺開発、こういったことをやっている会社でございます。

○中原隆博委員 新規の会社ですか。今まで入っていて、さらにそこが株をとということですか。どっちですか。

○佐藤地域振興課長 新規でございます。

○中原隆博委員 わかりました。

じゃあ、2点目は。

○高田交通対策総室長 肥薩おれんじ鉄道の件につきまして、私の方から申し上げます。

委員おっしゃるように、いろいろおれんじ鉄道株式会社におきまして、利用者数をふやすという取り組みの中で、先ほど委員からの話にありました東アジアの外国人からの利用という、ツアーを組んで利用ということで、その沿線の地域の外の方からの入り込みというのを今まで以上に多くしていきたいということで、おれんじ鉄道の社長、営業部のもとでいろいろ活動しているところでございます。しかしながら、定期外の利用者、また全体の利用者につきましては、昨年度におきましても156万人と、前年度と比べて減少しているというところでもございます。

そうした中で、おれんじ鉄道の今後ということについてでございますが、まずは私も、引き続き沿線の地域の方々に対する利用促進を訴えかける、また沿線地域の外からの方の利用ということ、それを会社として一丸となって取り組んでいき、利用者数の減少の食い止め、また維持、増加ということですが、それだけにとどまらず、我々は、そもそも並行在来線についての支援ということで、その支援制度ということ、国に対しても、新たな支援制度をつくってもらえないか

ということで、これまでも要望しております。

同じく、肥薩おれんじ鉄道のような並行在来線を抱える地域が、全国にも青森、岩手、長野とございます。そうした県と連携して新たなおれんじ鉄道、こうした並行在来線に対する支援制度の確立というのを国に対して求めて、活動して、おれんじ鉄道の経営改善ということに貢献するように頑張っていきたいと思っております。

まだ、現時点において、国の方でも、整備新幹線と一体となって並行在来線の支援をどう見直すかということ議論しているところでございますが、まだ現時点において方向性が示されていないところでもございます。

我々としては、そうした国の状況に対して、肥薩おれんじ鉄道の現状というのを今まで以上により訴えかけ、何とか新しい制度というのができないかということで、求め続けていきたいと思っております。

○中原隆博委員 全国的に見て、今いろんなところの名前が出ましたけれども、いずれも非常に危機的状況にあって、厳しい運営を強いられているというのが現状だというふうに思います。やっぱりふんどしを締め直してかからないと、ますます悪い方向に減収あるいは利用客も減っていくというような状況等も予測される状況にあると、私はそのように認識しておりますので、どうぞ、今いろいろと御答弁いただきましたけれども、県あるいはまた各市町村とうまく連携をとりながら、本当行政感覚じゃなくて経営感覚的なものを持って、さらに努力と精進を重ねていただきたいと思っております。これは要望で結構でございます。

○馬場成志委員長 総室が出たので、私も1つちょっとお尋ねしたいんですけども、14

ページの一番下の配当金、これは予算額よりも実質収入済み額、調定額がアップしておるんですが、これはどういうふうにとらえたらいいんですか。

○高田交通対策総室長 この差につきましては、九州高速道路ターミナル株式会社からの配当金収入そのものの計上額でございます。

このターミナル株式会社の配当金収入につきましては、ターミナルの施設における緊急修理のおそれがあるということから、これまで予算現額のところには計上していないところでございます。こうした配当金収入があったところで計上しており、これが丸々予算現額と収入済み額の比較ということであらわれているところでございます。

○馬場成志委員長 修理。

○高田交通対策総室長 緊急修理のおそれがあるということで、あらかじめ予算現額としては計上していないということでございます。それで、その配当金というのがふえてございますので、この調定額、収入済み額にその分を計上させていただいているということに伴う差でございます。

○馬場成志委員長 済みません、じゃあ、私は、もうちょっと理解してから聞けばよかったけれども、総体的にターミナルの収入がふえて、配当金がふえたということではないわけ。

○高田交通対策総室長 そうではございません。

○馬場成志委員長 後でまた勉強させていただきます。

○児玉文雄委員 中原先生の質問で、経営が

よくなくなっていると、肥薩おれんじ鉄道。累積赤字はどれくらいあるんだい、今現在で。21年度の決算でも構わぬが。

○高田交通対策総室長 肥薩おれんじ鉄道の21年度末の累積につきましては、1億7,180万838円でございます。

○児玉文雄委員 ちなみに、あれにはなっとらぬが、天草空港、あそこはどれくらいの赤字なんだろうか。

○高田交通対策総室長 たしか現在3億8,000万円程度の累積赤字ということでございます。

○児玉文雄委員 これは営業努力だけでどうにかなるものですか。

○高田交通対策総室長 営業努力ということで、当然頑張らなきゃならないというところでございますが、やはり新たな、先ほどおれんじ鉄道のところで申し上げたところでございますが、こういった並行在来線、そもそも国の整備新幹線の制度という一環の中で、こういう新たな第三セクターの形態ということで生じたところでもございます。そうした制度的な改善ということも我々としてはやっていくべきじゃないか、国に対してもお願いできないかということで、これまでもあるいはこれからもずっと要望していかなきゃならないというように思っているところでございます。

○児玉文雄委員 じゃあ、赤字に対して政府からの補てん、そこらあたりは何かあるんですか。

○高田交通対策総室長 今現在のところ、固定資産税の特例だとかあるいは鉄道の補修を

する際に行う補助制度というところはございますが、会社そのものに対して、総括的な、包括的な支援制度ということが確立されているというわけではございません。

○児玉文雄委員 ということは、沿線住民も、かなり過疎地帯も含まれておるわけだから、今後減る可能性は大いにあるわけですよ。そうすると、この間、南九州観議連で、熊本に帰って来てからかな、熊本市内の——これはちょっと話は別だけれども、とても熊本市電の中にも、何十年使うとるだろうか、40年か50年使うとるような電車もあるわけですよ。たまたま一番最高の古い電車に乗ったんだが、いろいろ新幹線問題あたりに関して、今後、とても古い電車の更新あたりはするべきじゃないかと思うわけですよ。これは熊本市。

おれんじ鉄道でも同じなんです。もともと新車じゃなかったんでしょ、あの車両は。新品じゃなかったんでしょ。だから、もうかなり古い。そして、人口は減る。だから、黒字になる、黒字化する可能性というのは大変薄いわけですよ。そこらあたりは考えてやっておられるのか。

もう1億7,000だったら、これは年々積み上がっていくからですね。30年ぐらいになったら、これはかなりの赤字の累積額になりやせんかて、そういうふうに思うものですから聞いたわけですが、やっぱりどうしてもいかぬのは、ある程度そこで一つの区切りをつけるというような考え方、これはやらなきゃいかぬのじゃないかなと。ただ垂れ流しで赤字を累積していつて、あんまり国からの支援もあるようなふうではないし、何かちょっと新聞でも読んだんだが、JRも今後支援をちょっと減らすようなことが熊日に載ったとったというような記憶がありますね。

新幹線も23年には全線開通するし、もともと黒字化ができないようなおれんじ鉄道だっ

たわけですよ。それを押さえつけられて、だから——ちょっと引き続きですが、委員長、ちなみに球磨川鉄道はどれぐらい赤字を持つとるかな、累積赤字は。

○高田交通対策総室長 申しわけございません。私、今手元に球磨川鉄道の累積というところにつきましてはデータを持ち合わせておりません。確かに、単年度収入ということで見ますと、平成21年度末は8,000万円の赤字ということで、年々……

○児玉文雄委員 収支がね。

○高田交通対策総室長 はい。

○児玉文雄委員 収入だけじゃなくて、収支が8,000万円の赤字、1年のね。

○高田交通対策総室長 営業損失として出ておるところでございます。申しわけございません。

○児玉文雄委員 それには、まだまだ決算上の中には特別損失とかなんとかいろいろあるわけだからね。やっぱり1億ぐらいの赤字が出るとる可能性はある。

今、各地域に鉄道をつくって——立野から高森に行っているのも、あれは民営化になっている鉄道ですか。あれはJRがやっているんですか。

○高田交通対策総室長 南阿蘇鉄道でございますけれども、これも球磨川鉄道、肥薩おれんじ鉄道と同じ第三セクターで経営しております。

○児玉文雄委員 やっぱり収支は合っていない。

○高田交通対策総室長 南阿蘇鉄道につきましては、平成21年度の営業損失は3,300万円でございますが、平成19年度、20年度は、トロッコ列車を開業したことにより、損失でございますけれども、400万円、700万円と、それぞれとどまっていたところではございません。

○児玉文雄委員 恐らく全国的に見てそういう鉄道というのは、あんまり黒字のところはないというふうに考えるわけですが、全体的な見方から、また、本県が関係のあるものについても今後何か考えていかないと、私は、これから費用はかさんでいくばかりだろうというふうに考えるわけですよ。後でいつの間にかえらい額になっておったというようなことになったときは大変なことになると。これは県自体がそれではたがたしてくるような問題も出てくるんじゃないかというふうに考えるわけですから、常にそこらあたりのことは目を光らせてやっていかないと、いつの間にかこんなに大きくなって、どうにもこうにも仕方がないようになったというようなことでは私はいかぬと、そういう点を考えております。

これはもう関連じゃないんですが、次の質問。

7ページで、五木村振興基金、これは熊本県から基金を10億円積み立てたでしょう。その金だろうと思うわけですが、それと五木村に基金の収入はあつとるわけでしょう、126万6,000円。これはその利息だろうと想像するわけですよ。

それと、次に、同じく繰入金で、基金繰入金と五木村振興基金繰入金、ここあたりが何かちょっと仕分けができにくいんだが、これはどうなつとるか、ちょっと説明をお願いします。

○田中川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム

総合対策課でございます。

7ページの一番上の預金利子といいますのは、21年度に2億円ですけれども、初年度ですから2億円の運用利息でございます、それを基金の方に繰り入れるという意味です。

2段目の基金繰入金というのは、これは3,123万円上がっておりますが、基金から、いわゆる五木村で振興のためにやった事業なりあるいは県が振興のために計画の中でやった事業、そのための事業費として基金から一般会計の方に繰り入れる額という意味でございます。ですから、ここは今一般会計でございますので、基金からその分のお金を年度末に一般会計の方に繰り入れております。その分の額が2段目でございます。

○児玉文雄委員 あれはたしか10億円基金をつくるという知事の表明もあって、県もそういう計画に沿ってやっているけど、積み立てたのはまだ2億円だけですか。

○田中川辺川ダム総合対策課長 はい。22年度で4億円ですね。2億円を5年間かけましょうと、5年間かけて10億円にしましょうという……

○児玉文雄委員 だから、やっぱり10億円のお金のうちではあるわけですね。

○田中川辺川ダム総合対策課長 22年度が2回目の2億円の年度でございます。

○児玉文雄委員 ということは、126万6,000円かな、これは2億円と2億円の——これは利息は幾らぐらいの運用益が入っているの、120何万というのは。

○田中川辺川ダム総合対策課長 一番上の預金利子は、初年度でございますので、21年度の運用益でございますので、2億円に対する

運用利息ということでございます。

○児玉文雄委員 パーセンテージは。

○田中川辺川ダム総合対策課長 2億円ですから、ざっといくと0.6%。ただ、運用は、一括して会計課で行っております。計算上は、だから2億円の126万であれば、0.6%ぐらい……

○児玉文雄委員 その収入はここに入っているわけでしょう。

○田中川辺川ダム総合対策課長 そうです。その分をまた基金に積み増すということですね。

○児玉文雄委員 そうすると、基金は、基本的には元本は取り崩さない……。

○田中川辺川ダム総合対策課長 五木村振興基金は取り崩し型でございます。ですから、必要な事業費は、それから取り崩して使うという仕組みになっております。

○児玉文雄委員 いろいろ県にもそういう基金があるんだけど、元本は取り崩さない、運用益によって——でも、2億円で120何万しかないんだから、何もこの運営益でなかなか地域振興をやることはできないと思うんだよね、このお金では。だから、元を取り崩していけばある程度の使い道があるかもしれぬけど、下のあれでも3,236万1,000円かな、振興基金で五木村が21年度までやっている事業はそんなものだと……

○馬場成志委員長 関連であるそうですので、いいですか。

○児玉文雄委員 それなら、あなたが詳しい

だろうから。

○溝口幸治副委員長 下請までいただきましたので。

まず、これは議員提案で各会派の先生方にも御協力をいただいてつくっていただいた基金で、大変地元としても感謝をしています。

ただ、ずっとつくったときから、なかなか県としては十分なお金を用意したと、後はしっかり五木村が計画を出してくれば、それについて基金から事業費を充てていくという話で、もう御存じのとおり、五木村からすると、なかなか使い勝手がよくないんだという御意見がある。県からすると、いやいや基金ですから、きちっとした計画にのっとって出さなければいけないので、ある程度のハードルというものがあると、しかしながら、使いにくいというようなハードルは設定していないんだというようなやりとりをずっとされていて、一般質問と代表質問でもそれぞれ先生たちに触れていただいているところですが、そういう溝がきちっと埋まってきているような感じがなかなか私も感じていないんですが、仮にやっぱりきちっと積んだ基金を有効的に使うためには、県として、今後どういふふうなことをやっていくと基金が上手に使われていくのか。

あるいは、今、例えば人的資源も出してもらっていますよね、県の方から出向していただいて、一生懸命住み込んで頑張っている。振興局も、それなりに対応していますが、それでも、私は、ひよっとしたら人的支援が足りないんじゃないかと。もうちょっと振興局のサポート、それから、あと1人でも2人でも優秀な方が五木村に乗り込んでいただくとか、そういうことも考えられていいんじゃないかなと。

これだけ10億も県の貴重な、厳しい財政の中で基金を組んでいただいているわけですから、五木村に対してはきちっと対応していく

という意思表示でもありますので、そういったことも考えられるんじゃないかなと思いますが、基金を有効に使うという観点から、県は今後どのようなお考えを持っているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○田中川辺川ダム総合対策課長 基金をどのようにして有効に使うかということですが、現在、ダム課の方には流域振興班というのがございまして、流域振興班は班長以下4人おりますけれども、ここで基金、要するにふるさと五木村づくり計画を県と五木村で協力してつくりまして、五木村振興のために取り組んでいるわけですが、その事業の執行等については、我々も、ダム課の職員も、積極的に現場に入って一緒に取り組んでおります。

また、毎年毎年実施計画は更新していくわけですが、その更新に当たりましては、いわゆる事業の企画といいますか、どういう事業を今度やればより五木の振興につながるかと、そういったものも、県庁の中には推進委員会がございまして、そこも使いながら、あるいはそこはまた関連しながらも、ダム課と五木村の役場の間でいろんな議論をしながら、どうすればいいかというのを考えております。

それから、ちょっと人的資源の御質問がありましたけれども、今、御承知のとおり、村のふるさと振興課に2名、20年と21年から各1名行っております。それと、農業関係の主幹が産業課におりますし、あと保健師も1名常駐しております。それに加えて、今おっしゃったように、球磨地域振興局にも、いわゆる専任として1名総務振興課にございまして、その職員も非常に頑張ってもらいまして、人吉市と五木村を結ぶ「いつきちゃん号」という観光バスが8月から走っております。それに非常に全力投球していただいておりますし、かなり五木村の方とも頻りに意見交換な

り相談なりしていただいておりますので、そういった面ではかなり五木村の支援というの
はできているのかなど。

ただ、もちろん十分というわけではございませんので、また来年、その次に向けても、またさらに役場あるいは住民の方も含めていろんなお話をしながら、とにかく働く場をつくっていくとか、あるいは三セクとか、そういう団体がありますけれども、そういったものがひとり立ちできるというか、そういった自立的に五木村が振興できるように考えていきたいと思っております。

○溝口幸治副委員長 人的支援も、例えばという考え方だと思いますが、五木村の職員の方々も一生懸命やられているんですけども、なかなかもっともっとレベルアップしてもらいたい部分もあるので、そういう人事交流なんかも一つの方法じゃないかと。県に1年か2年、若い人に来てもらって、基金の使い方とか県の行財政のことをきちっと勉強してもらって帰っていただいて、五木村あるいは人吉、球磨のために頑張ってくださいとか、そういうのも考えられるんじゃないかなと思うし、これは余談ですが、県営住宅を政令市になる熊本市にこれ以上整備する必要はないという個人的な考えを持っていますが、例えば県営住宅なんかは、1戸建てのきちっとしたのが建てられる土地もたくさんありますから、人口をふやしていくと活性化していくというのはやっぱりそこだと思わね。人が住めるような環境をつくっていくあるいは県営住宅を誘致するとか、そういう発想もありじゃないかなと思いますので、まさに全庁横断的に取り組んでいただきますようお願いをしたいと思います。

○鬼海洋一委員 簡単なことをまず質問したいと思いますが、先ほど中原委員の方からもちょっと質問がありましたフィッシャリーナ

天草、これは現状と将来像についてどうい
うぐあいになっているのかというのが1つ
です。

それから、もう一つは、交通対策総室で約4億6,000万支出されている地方公共交通対策事業の問題点がないのかどうかですね。この支出の状況等についてお話をいただきたいと思ひます。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でござい
ます。

フィッシャリーナ天草でございませ
けれども、フィッシャリーナ天草も、なかなか黒字を出すというところに至っておりませ
ん。昨年までは、減価償却前では黒字を維持していたんですけども、ことしは減価償却前でも赤字を出すといったようなことで、基本的には、最終的には民間にお任せをしたいという気持ちはございますが、今の段階ではなかなか引き受け手も見つからないということもございまして、暫定的に県の関与をできるだけ少なくしていく方向でということ、株式の売却等もやっているところでござい
ます。

今後は、なかなかこれといって、私も、こ
ういった格好であれば解決できるという方策を今お示しすることはできませんが、上天草市、それからヤマハ株式会社間で十分話をしながら、少しでも経営改善に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

○鬼海洋一委員 本体そのものが非常に厳
しい状況で、こういう措置がなされているわけ
ですが、幸い、この地域は、今回広域観光圏
に入りました。この広域観光圏をどうい
うぐあい今後施策を展開していくかとい
うことについては、商工部の方で、担当部局
ですからやられているわけですが、そういう
地域の状況の変化等も出てきているわけ
です。

ですから、今地域政策課の所管として考え

られているさまざまの方策はあろうかと思えますけれども、やっぱりそういうところとも連携をとりながら、今後はこの地域を海という面でどう生かしていくかということは、西域観光の面でも非常に大きな課題を持つ場所なんですね。ですから、ぜひそういう発想で横断的な連携をとっていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

○高田交通対策総室長 地方公共交通対策事業についてでございますが、この事業の主なものといたしまして、先ほど私の方から説明申し上げました鉄道駅のバリアフリー整備事業もあります。一番額を占めているものとしていたしましては、地方バス、公共交通事業、市バスの市町村と共同となった県独自で行っている支援でございます。

この地方バス対策の事業についてでございますが、今年度から、地域の市町村における交通の状況というものを、よりの確にとらえて支援をしていこうということで、今までは路線バスのみを対象として補助を行っていたところでございますが、これまで行っておりませんでした乗り合いタクシーなどのデマンド型の輸送、そうしたものにつきましても支援対象として、市町村において、地域の実情に応じた制度設計ができるような交付金の制度というものに今年度から移行したところでもございます。

そうした執行、今のところ、市町村あるいは事業者の間から、この制度移行ということに對しまして不満というものを受けているところではないわけでございますが、引き続き、我々としていたしましては、地域住民の地域交通の確保という観点から、市町村と一体になって、また事業者とも連携して地域の足の確保ということに努めて、この地方公共交通というものにしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○鬼海洋一委員 今おっしゃったとおりだと思うんですね。それぞれに各自治体の中でも非常に大きな問題を抱えている。今ある路線そのものについても、もうこのままでは継続できないぞというようなところだって何カ所もあるというふうに思うんですね。

それで、各自治体に対して、今お話がありました。タクシーだとか、それから路線そのものを小型化して少しルートを変えるだとかという、さまざまの努力をしていかなければ、これまでの状況のもとでこの体制を維持するということはとても難しい。そういうまさに過疎という状況も拍車をかけているわけですから、こんなのまで出てきていると思うんですね。

ですから、各自治体、関係するところと十分、そういう意味では、研究する場所を設けながら、きめ細かな対応をやっていくということが大事じゃないか。ただ4億6,000万出しているから、それでいいではないかというところから、もう少しきめ細かな指導あるいは共同の研究、こういうものが要だというふうに思いますので、問題提起をしておきたいというふうに思います。それは要望です。

違った観点で、実は、部長も、昨年、私は総務常任委員会におきまして、来られてすぐたしか指摘したというふうに思うんですが、県の戦略的なさまざまな事業、さっき話がありました天草空港の問題もそうですし、それからおれんじ鉄道の問題もそうです。そういうものが、やっぱり具体的にその事業に対する決断や路線変更、こういうものをすぐできるような部の権限といいますか、そういうものを確保するような組織機構のあり方を変えるべきじゃないかと。特に、企画振興部については、かつての企画振興部みたいなものから、この数年来、少しそういう意味での責任と権限というのが落ちてきているんじゃないかというような指摘をさせていただきまして、

そして、今年度、結果として、その発言が物を言ったかどうか、効果があったかどうかわかりませんが、知事公室ができたり、そして、事業の分担というのが、少し22年度から変化が出てまいりました。

そういう意味では、さっきから出ているような戦略的課題等について、企画振興部の方から、各部の垣根を越えて発信できるような状況になっているかどうかという、権限も含めてですね。その辺はいかがでしょうか。

○坂本企画振興部長 まさに今年度、従来の地域振興部という形で、交通政策なら交通政策、あるいは地域振興という形を担っている部局に、企画課という、県土全体の、いわばグランドデザインを描く司令塔と言葉が大きいですが、頭脳チーム、戦略チームというものが一体になり、各部に対する指導とまでは言えないでしょうけれども、今後、県土をこういう形で振興していきたいんだというグランドデザインの中で、全庁挙げた協力をしていける体制ができた。

このことは、例えば肥薩おれんじ鉄道というものを、水俣・芦北地域の振興全体の中でどうとらえるんだ、そこに投入する観光政策なりあるいは商工業政策なりとどういうふうに関係させていくんだ、あるいは天草も同じような問題だろうと思います。

より総合的な観点から意思決定をし、各部を率いていけることができるようになったということは、まだ始まって6カ月の体制でございますけれども、その萌芽のようなものは感じておりますし、今後、本会議でも大変議論になっております県土ビジョンの策定ということがございますけれども、この中で、まさにその総合力ということが試されていくんだらうと思っております。

○鬼海洋一委員 そういう意味では、羅針盤づくりと船長の役割はやっぱり企画振興部長

にあるというような、そういうものを積み上げていくことが必要じゃないかというふうに私も個人的には思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

その意味では、さっきおれんじ鉄道の話もありました交通対策総室、これはすぐれて企画振興部の問題ですよ。そういう意味での連携がどの程度なされているのかということについては、まず地域振興課長の方からお尋ねをしたいと思ひます。

○高田交通対策総室長 交通体系をどう維持していくかということについては、我々、企画振興部ということだけではなくて、まさに利用振興、誘客ということも重要でございますので、商工部、観光とも一体となった対策ということでやっているところでございます。また、生活の足の維持ということを考えてときに、利用促進、福祉の部署だとかあるいは地球温暖化観点からの環境生活部との連携、我々としては、各部と一体となって、今まで以上に今後とも進めていきたい、頑張りたいと考えているところでございます。

○鬼海洋一委員 簡単にもう1点。

それで、つまりおれんじ鉄道の乗り入れ、熊本駅までということ、ずっとそういう要望も強くあり、努力されてきているというふうに思うんですが、それはまだ限定的ですよ、路線の利用の仕方というのは。その辺はいかがでしょうか。

○高田交通対策総室長 今現在、土日、祝日、朝夕2往復ということで、熊本及び鹿児島中央と沿線の中に乗り入れているところでございます。それを平日まで拡張すべきではないかということで、今、おれんじ鉄道だけでなく、沿線の市町、鹿児島県とも議論しているところでございます。

しかしながら、今現在、じゃあどういふ時

間帯において利用するか。そうすると、それを考えたときに、やはり通勤時間帯に乗り入れないといけないだろう。また、おれんじの車両、JR九州の車両ということからして、どういう状況が考えられるかというところでございますが、今いろいろ議論していますけれども、なかなかそれを拡大させるということで、利用者数と費用ということを考えて、厳しい状況にあるというところが現実でございます。また引き続き、いろんな可能性を探っていきたいと思っているところでございます。

○鬼海洋一委員 先ほど児玉先生の方からお話がありましたが、新幹線をつくるときに、ある意味では切り捨てられた部門を、地域の振興という事情の中で引き継いできているというこの現実、その状況をてこにしてあるわけですから、今回、新幹線が全線開業、そうすると、この時期が一つのチャンスでないかと。

やっぱりそういう意味で、JRのこれまでのありようと、そして、これまでの振興の中で問題になってきている部分をもう一回練り直すという意味では、非常に大きいチャンスじゃないかというふうに思っているわけでありまして、ぜひJRとそういう在来線の今後のありようということについても検討いただき、我々の要求をその中で実現させていただくようお願いしておきたいと思っております。

○内野幸喜委員 今ちょうど地方公共交通対策事業の話が出たので、私からもお伺いしたいことがあるんですが、これは当然海上交通も入っているわけですね、この中には。

○高田交通対策総室長 項目として海上交通ということで出ているところでございますが、昨年度につきまして、海上交通に関して支援だとかあるいは協議会のために調査と

か、そういったことで支出したものはございません。

○内野幸喜委員 支出はないということなのですが、現状、海上交通についても、この交通対策総室のところになるわけですね。ただ、有明フェリーについては土木部と。その一体感というか、熊本県として、海上交通を一体的に発展させる、振興するという観点からは、何十年前に土木部になっているわけですね。やっぱり年数もたっているわけで、その点はどういうふうに考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいですね。

○高田交通対策総室長 海上交通の振興、利用促進ということについて申せば、私ども、有明フェリーは、はい、土木部さんだけで考えてと、そういうようなことで思っているわけではございません。現に、我々、国の地域公共交通活性化再生総合事業の予算ではございましてけれども、私、座長になって、有明海3航路、有明フェリー、熊本フェリー、九商フェリー、こういった有明海の航路というのをいかにして活性化させるかということで、いろいろ利用促進策というのは、事業者だけではなくて、熊本、長崎両県、それから、それぞれの沿線の市町の方と一体となって進めているところでもございまして。

確かに、所掌ということについても、これまでの経緯という、長洲港の振興という観点から土木部で所管しているところでございますが、我々は、有明海航路の一体ということで、この海上交通の利用促進ということについては努めていきたいと考えておるところでございまして。

そうした観点から、土木部とも引き続き緊密な連携をとって、また地域住民の足として使われているところでございますので、活性化させて頑張っていきたいと思っております。

ろでございます。

○内野幸喜委員 土木部と連携という話がありましたけれども、本来は1つのところで私は管轄というか、それがあった方がいいと思うんですね。長崎は、たしかそうですね、そういう形でやっていると思います。

この地方公共交通対策事業からは、まだ海上交通に対してはお金を出してないということだったんですが、今後そういうことも出てくると思うんですね。特に、今、海上交通、厳しいところがたくさんありますし、高速道路の問題とかもありますので、非常に厳しくなってくるところが出てくると思います。

ただ、地域にとっては、重要な航路、足でもありますので、今後、より県として、土木部との、さっき連携とありましたが、その辺を今後はもう少し、一つの部にまとめるとか、そういったことも含めて私は考えていてほしいなと思います。これは要望で結構です。もし何かあるなら。

○高田交通対策総室長 私ども、委員御指摘のとおり、有明海航路の再生ということで一体となって進めて、まあ所掌といういろいろ問題はございますけれども、そうしたことを超えて、利用促進ということで一体となって我々としては頑張っていきたいと思っております。

○大西一史委員 情報企画課の方にお尋ねします。

これは去年も議論になっていますが、電子申請ですね。11ページの熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業、ここに含まれるのかなと思いますが、よろず申請本舗、これは一昨年も去年も決算委員会でいろいろ議論になっているようで、その利用、申請状況あたりがまだまだじゃないかというような指摘もあっているわけですが、この辺の状況をちよつ

とまず教えてください。

○松永情報企画課長 21年度の申請状況は、全体で2万9,000件ございました。各課への利用の働きかけやあるいは振興局ごとに市町村を対象にした操作研修会なども開催した結果、ことし9月末現在で3万件ということで、半年間で去年の総件数を上回っているという状況でございます。

現在、23年度からの新しいシステムの検討を行っておりますけれども、運用経費の一層の削減と、それから利用促進を市町村と協力して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○大西一史委員 運用経費、年間大体1億6,000万ぐらいということだと思いますが、その辺は変わっていませんか。

○馬場成志委員長 それと、2万9,000件とか3万何千件とかの中で、どんな性質のものが多いかもあわせて聞かせていただきたいと思っております。

○松永情報企画課長 運用経費につきましては、今年度までは1億6,000万ということで変わっておりません。

それから、内容につきましては、いろいろございますけれども、今非常に多いのは、いろいろ県とか市町村でイベントを実施しておりますけれども、それに対する申し込みでありますとか、あるいは職員の採用試験の申し込みでありますとか、あるいはいろんな県、市町村への報告ものがございますものですから、そういったものに利用されております。また、件数は多くございませんけれども、例えばふるさと寄附金の申し込みであるとか、そういったものにも最近はよく活用されているようになっております。

○大西一史委員 ただ、21年度は2万9,000件というような今御報告ですが、20年度は3万6,000件ぐらいあったわけですよ。だから、減っているわけですよ。やっぱり今年度、22年度で、今現在3万件ぐらいということだから、まあ去年よりは上回るかもしれないけれども、一昨年度よりはトータルとしては減るんじゃないかなというふうに思いますよね。

この件数なんですけど、やっぱりこれは18億ぐらいかけてこのシステムを構築して、年間1億6,000万も経費をかけていて3万件足らずと。まあ、3万件前後ということは、数値的にやっぱり私は低い、利用状況としては極めて低い状況にあるというふうに思いますが、その辺の認識はいかがですか。

○松永情報企画課長 委員御指摘のとおりでございます。3万件前後ということは、まだまだ低い状況にあると思っております。

それで、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、これは市町村での利用ということをもっと広げていく必要があるということで、研修会なども開催しているところでございまして、先ほど3万6,000件から2万9,000件にちょっと減ったんじゃないかということでございましたけれども、これは2年に1度市町村の方で入札参加資格申請というのをやっておりますけれども、これが20年度の場合、それだけで2万件近くございましたものですから、それが昨年は無かったということでちょっと落ちたような形になっておりますが、ことしはまたそれが出てまいりますし、目標としましては、5万件程度を目標に今年度はぜひやりたいというふうに思っているところでございます。

○大西一史委員 実際、こういう電子申請関係というのは、行政コストの低下と県民の利便性の向上ということで、これは鳴り物入り

というか、という形でずっと前から——私も、この電子県庁の推進あたりも含めてですけども、全体的にそういったものの利用をということでやっていますが、やっぱりニーズにマッチしてないというところがあるのかなというふうに思うんですよ。

やっぱり入札のあれが減ったということで、申請の内容的なものというのが、馬場委員長もさっきその構成をお聞きになったけれども、その辺の分析というのをもう少し徹底してやっていかないと、これは抜本的に伸びないんじゃないかなというふうに思うんですよ。これだけ経費をかけて、そして毎年運用コストを使って、1億6,000万円で例えば3万数千件だとすれば、4,000数百円ぐらいですか、1件当たりコストがかかるということになりますよね。やっぱりそれはちょっとどうなのかなということですね。

だから、行政の効率化という観点からも、これはやっぱり問題があるというふうに、私は現時点では言わざるを得ないというふうに思います。5万件が目標といたって、5万件ではまだまだ私は低いというふうに思いますので、全体の紙ベースでの申請であるとか、今既に県あるいは市町村に対してのいろんな申請が行われているものがどうなのかということと、それと電子に移行できる部分がどうなのかということのその辺の見きわめというんですか、そして、そこのニーズに合ったものにシステムを対応させていくということで、私は、利用件数というのは、これは向上していくんじゃないかなというふうに思いますので、その点については、今後また課題として、またシステム、いろんな変更も考えておられるようですから、その辺を意識して、特にやっぱりコストを意識した運用に努めていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○馬場成志委員長 システムがあるけん、使わなしょんかけん使いよるようなところで積み上げるんじゃないなくて、本当に意味がある——これは民間だったから50人、下手すりゃ50人以上のやっぱり常用雇用ができるぐらいの維持管理費がありますので、今の話はしっかり受けとめていただきたいと思います。

○松永情報企画課長 御指摘のとおり、市町村との共同事業でございますので、市町村と一緒にになりまして、費用対効果を上げるように、今後努力してまいりたいと思います。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。よろございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○馬場成志委員長 それでは、以上で企画振興部の審査を終了いたします。

これより、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時35分休憩

午後1時2分開議

○馬場成志委員長 それでは、委員会を再開したいと思います。

それでは、これより出納局及び各種委員会の審査を行います。

審査は、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

初めに、会計管理者から決算概要の説明をお願いいたします。

○富永会計管理者 平成21年度の決算の説明に先立ちまして、出納局における物品調達等に関する不適正経理処理に係る再発防止策の取り組み状況につきまして御報告を申し上げます。

出納局では、会計職員等の研修による資質

の向上、また、購入伺の義務づけや納品検査を発注した係とは別の係の職員が実施することなど、物品調達・管理システムの構築、さらには、地方支出機関に対する会計、物品取り扱い事務の指導、検査の充実によりまして、再発防止に懸命に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、監査委員から「再発防止策が全ての職員にまで浸透しているとはいえない所属も見受けられる」との指摘がっております。

出納局といたしましては、職員研修をさらに充実させるとともに、再発防止策の運用面での実態把握に努め、より実効性のあるものとなるよう、具体的な手続等の見直しを随時行うなど、より一層再発防止策の充実に努めてまいります。

なお、会計検査院から、国会への平成21年度決算検査報告が今月5日にございました。報告中、全国の自治体の不適正な経理処理が指摘されております。改めまして、不適正な経理処理の再発防止につきまして徹底してまいる所存でございます。

それでは、出納局の平成21年度決算について御説明を申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表によりまして概要を御説明いたします。

一般会計及び収入証紙特別会計の2会計を所管をいたしております。

まず、これらの2会計を合わせました歳入の決算状況でございますが、収入済み額は35億5,600万円余で、不納欠損、収入未済はございません。

次に、歳出の決算状況でございますが、予算現額38億8,700万円余に対しまして、支出済み額は38億2,700万円余で、不用額が6,000万円余となっております。

不用額の主なものは、収入証紙特別会計に

において、収入証紙による手数料等の収入を一般会計へ繰り出すこととなっておりますが、手数料等の収入が見込み額を下回ったことによるものでございます。そのほか、人件費、事務費等の執行残でございます。

以上が平成21年度決算の概要でございますが、詳細につきましては各課長が御説明いたします。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○馬場成志委員長 引き続き、担当課長から決算資料の説明をお願いします。

○田上会計課長 会計課でございます。よろしくお願いたします。

着座にて説明させていただきます。

まず、定期監査におきましては、出納局では公表事項はございません。

それでは、出納局説明資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。

諸収入の県預金利子及び雑入のいずれも、不納欠損額、収入未済額はございません。

2段目の県預金利子は、収入済み額が2億3,473万円で、歳計現金の運用に伴う利子収入でございます。

なお、会計課では、歳計現金のほか、基金も一括して資金運用しておりまして、県全体では6億6,100万円余の利子収入がございました。

4段目の雑入の収入済み額1,449万9,000円は、主に自動車登録抹消に伴います自動車税の還付金で、送金通知後1年間受け取りがなかったものを計上しております。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2段目の一般管理費の不用額790万5,000円は、主に時間外勤務手当の縮減に伴う執行残でございます。

3段目の会計管理費の不用額739万2,000円

は、事務費の節減に伴う執行残でございます。

最下段の利子は、支払いに要する歳計現金が一時的に不足した際の一時借り入れに伴う支払い利子でございます。不用額109万9,000円は、一時借り入れが見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

収入証紙特別会計でございます。

この会計は、県への許認可等の申請に当たって、収入証紙による収入の方法をとっております697種類の使用料、手数料の収入につきまして、特別会計により一元管理しているものでございます。

まず、歳入につきましては、収入証紙が売りさばかれた販売額を計上しております。証紙収入及び繰越金のいずれも、不納欠損額、収入未済額はございません。

上段の証紙収入の予算現額と収入済み額との差1億7,137万9,000円は、証紙の販売額が見込みを上回ったことによるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

一般会計繰出金は、許認可等の申請に伴う手数料等の収入を、各所管課での収入証紙の消印実績に応じて各所管課へ配分したものでございます。不用額4,260万円は、収入証紙による申請手数料の収入見込みが見込み額を下回ったことによるものでございます。

会計課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○清田管理調達課長 管理調達課でございます。

それでは、資料の6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入は、財産収入35万9,000円、繰入金3,133万円でございます。調定どおり収入しておりまして、不納欠損額、収入

未済額はありません。

繰入金につきましては、平成21年5月末で用品調達基金を廃止しましたので、その基本財産等を一般会計に繰り入れたものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

こちらも一般会計の歳入でございますが、諸収入309万1,000円でございます。調定どおり収入しておりまして、不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、8ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

総務費の一般管理費の支出済み額が1億2,395万2,000円、不用額が56万7,000円で、会計管理費の支出済み額が1,367万8,000円、不用額が65万5,000円でございます。不用額はいずれも執行残でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○馬場成志委員長 次に、人事委員会事務局長から決算概要及び資料の説明をお願いします。

○松見人事委員会事務局長 人事委員会事務局でございます。

人事委員会事務局資料の2ページをお願いいたします。着座のまま説明させていただきます。

収入済み額は216万9,000円で、不納欠損額、収入未済額はございません。

ここで、大変申しわけございませんけれども、字句の訂正をお願いいたします。

2ページの左側の款項目節欄の一番下でございますが、年度後返納の後の字が間違っております。訂正方をお願いいたします。大変申しわけございません。

次に、3ページでございますが、歳出につきましてですけれども、支出済み額は1億5,952万9,000円で、翌年度への繰り越しはござ

いません。なお、994万4,000円の不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

その主な内訳といたしましては、経費節減による旅費の縮減、新聞広告の掲載内容の見直し等によります広報委託料の削減などでございます。

なお、定期監査における公表事項はございません。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○馬場成志委員長 次に、監査委員事務局長から決算概要及び資料の説明をお願いします。

○林田監査委員事務局長 監査委員事務局の林田でございます。よろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

監査委員事務局の決算の概要について御説明を申し上げます。

お手元の説明資料2ページをお願いいたします。

諸収入が7,000円となっておりますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、3ページでございますけれども、歳出です。

支出済み額が、委員費1,854万円余、それから事務局費1億8,831万円余となっております。内訳は、監査委員、それから事務局職員の人件費及び事務費でございます。

なお、不用額でございます。委員費89万円余、事務局費537万円余につきましては、いずれも経費節減などに伴います執行残でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○馬場成志委員長 次に、労働委員会事務局長から決算概要及び資料の説明をお願いします。

○坂田労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

平成21年度の決算概要について御説明を申し上げます。座って説明させていただきます。

お手元の労働委員会事務局説明資料に基づき御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、3ページの歳出については、委員会費と事務局費でありますけれども、内容は、委員と事務局職員の人件費及び事務費でございます。

不用額の35万6,000円と244万5,000円は、いずれも経費節減等に伴う執行残でございます。

なお、定期監査の結果については、公表事項はございません。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○馬場成志委員長 次に、議会事務局長から決算概要の説明をお願いします。

○井川議会事務局長 議会事務局長の井川でございます。かねてから先生方には大変御世話になっております。改めて御礼を申し上げます。

事務局におきましては、かねてから円滑な議会運営が行われるように、総務課、議事課、政務調査課、それぞれ3課で役割分担のもとに、いろんな内容、業務の遂行に当たっているところでございます。

今後とも、適切な事務執行に努めまして、円滑な議会運営を図ってまいりたいと思っております。よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

決算につきましては次長の方から御説明を

申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○高橋議会事務局次長 それでは、議会事務局資料の1ページ、総括表をお願いいたします。

歳入でございますけれども、収入済み額が14万8,000円となっております。

歳出は、予算額13億2,978万円余に対しまして、支出済み額が12億4,298万円余となっております。不用額は8,680万円余となっております。

2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、収入済み額は諸収入の14万8,000円でございます。不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、3ページ、歳出でございます。

2段目、議会費でございますが、予算額9億5,400万円余に対しまして、支出済み額8億8,385万円余で、不用額が7,014万円余となっております。

その主なものは、国外行政調査の凍結及び議会等に出席した場合の費用弁償に係る条例改正、これは21年の3月でございましたけれども、それに伴います旅費の執行残などによるものでございます。

次に、事務局費でございます。

予算額3億7,578万円に対しまして、不用額は1,665万円余となっております。主なものは、入札残及び経費節減によるものでございます。

議会事務局は以上です。よろしくお願いいたします。

○馬場成志委員長 それでは、以上で出納局及び各種委員会の説明が終わりましたので、質疑に入ります。どなたからでもどうぞ。

○大西一史委員 出納局長の方からも、不適

正経理についてはしっかりやりたいというようにお話があったんですが、再発防止の部分というので、いろんな教育だったり、研修だったりということをされているというのは、これは人事課あたりにも話を伺いましたし、ある程度やられているというふうに思うんですが、全体的なシステムとして、不適正経理が外部の指摘によってわかったということが、この前県の方でも指摘されたのは、会計検査院の方からの指摘が発端でわかった部分があって、そういう意味では、監査委員会の機能といいますか、その辺の機能というのが——まあ内部監査というか、その辺の機能というのが非常にどうなのかなというところがやっぱりあるというふうに思うんですが、その辺は監査委員の事務局長の方から見て、今の監査制度のありようというのをどういうふうに考えておられるのかですね。全体的なことで恐縮なんです。

というのが、自治体の監査制度について、今、地方行財政検討会議の方でいろいろと議論を、国の方でもされていて、自治体のそういう監査の制度というののありようが、やっぱり課題も含めて、論点がいろいろ出されているというふうに思います。

だから、熊本県として、随時監査だったり、いろいろやられているということで、以前よりもそれは厳しく、そういった不適正経理があって以降は変えてこられたのかなというふうに思いますが、そういった改善点も含めて、課題というのがどの辺にあるのかというのをちょっとお聞かせください。

○林田監査委員事務局長 今大西委員からいろいろお話いただきました。

この不適正経理の発生につきましては、監査のあり方にもいろいろ課題があるんじゃないかというふうなことで、これも大西委員の一昨年12月の議会で代表監査委員がお答えを申し上げて、おわびを申し上げたところで

ございますけれども、やはり監査が県政機能としての役割をまだ十分果たしていなかったというふうなことで、抜き打ち的な随時監査を実施するというふうなことをそのとき申し上げております。それ以来——昨年度来でございますけれども、定期監査に加えまして抜き打ち的に随時監査、そして、それから業者の皆さん方を訪問しての業者調査というのを行ってきております。

そうしたことで、一応形の上と言われかねないかもわかりませんが、我々としては、力いっぱい監査の牽制機能としての役割を果たしていこうというふうな取り組みは行っております。

そしてまた、今地方行財政検討委員会での議論を踏まえてというふうなことでございまして、私も、夏ごろまでの議論はちょっと注視をしております、ちょっと今現在がどうなっているかということとはよく承知していないところはございますけれども、やはり内部の監査だけでございますと、限界があるといえますか、そういうふうなことは以前から指摘をされておりました。

そして、私たちも、知事部局と異動で交代することが常となっております、専門性に欠ける点があるんじゃないかとか、そういった議論が行われておるのは承知いたしております。

やはり行財政検討委員会では、そういった内部の機関が行う監査と、それから外部の専門家の方々がまた別の視点で監査をされると、そういった2つの監査の仕組みを考えるべきではないかとか議論があつておりました、現状をかんがみますに、今の私どもの監査の方法が十分でないとするれば、そういった専門の方々、現在でも外部監査というふうなことで制度がございまして、常態的にそういう監査ができるような制度に移っていくような気がいたしております。

そのことについて、今、私どもの方でいい

とか悪いとか、ちょっとそこまでの意見を持ち合わせておりませんので、申しわけありません。

○大西一史委員 この監査の制度自体、いろいろ国の方でどういうふうにやっていくのかというのは、当然注視はある程度していただきたいというのと、それと、やっぱり県として、県の監査をつかさどるセクションとして、ある程度こういう制度であった方がより監査がきくというふうなところを提言していてもいいのではないかなと。国の動向を見守るだけではなくて、その地方行財政検討会議のいろんな議論を見守るだけではなくて、熊本県の場合はこういう事例があったと、こういうことに関しての監査、こういう制度のあり方がいいというような提言も、やっぱり私はなされていった方がいいんじゃないかなというふうに思います。

それで、もう1点ちょっとお尋ねしたいのは、監査事務局職員の、先ほど専門性というふうにおっしゃいましたけれども、人材育成という観点ですね。一つ、私もいろいろ聞いていたら、監査もいろいろ資格があるんですね。公認内部監査人であるとか、公認不正検査士とか、何かそういう資格があって、そういう資格を取得している職員がいるというような自治体もあるというふうに聞いているんですが、熊本県では、例えばそういう資格を持っているとか、そういう監査などのスキルを持っている職員がどのくらいいるのかということと、そういう研修あたりにあるいはそういった資格取得に対してインセンティブを与えとか、研修制度を充実するとか、そういった考えがあるのかどうなのか。

やっぱりどうしても異動をしていく中で、監査委員会の事務局に来たと、しかし、あんまりこういうつもりじゃなかったのに監査委員会の事務局に入ったよということによって、なれない中で監査をやっているという

と、なかなかちゃんとした指摘もなされないのではないかというようなこともあって、人事ローテーションの問題もあると思いますので、ある程度監査のプロ的な人たちは私は組織として育てていった方がいいのではないかなと。人材の流動性というのはあってもいいんですけども、そういうことがあってもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、そういうふうな考えがあるかどうかということも含めてちょっとお尋ねしたいと思います。

○林田監査委員事務局長 お尋ねが幾つかございましたけれども、資格を持っている職員はおりません。ただ、中小企業診断士、これは、さまざまな企業会計等に力を発揮してもらおうというふうなことで、現在1人配置をいたしております。

それから、研修についての御質問もございましたけれども、やはり専門性に欠ける部分はどうしてもございますので、これは会計検査院ですとか、それから、その他経営者協会ですとか、そういった機関が実施する監査あるいは会計の職員の研修がございますので、そういったところに派遣をしながら、少しでも専門性を高めるようなことを身につけてもらいたいというふうなことはやっております。

それから、職員の異動のスパンとかと関係してくると思うんですけども、プロを育てることも当然考えていかなければならないと思いますけれども、現在のそういった異動のサイクル等の中では、できるだけ、やはり既に会計課で相当勉強している職員とか、そういった職員を希望してこちらの方から人事課にお願いしているというふうなことで、なるべく専門性のある職員を配置したいというふうなことはいたしております。そういった職員の方がこの局内でも大分研修をいたしておりますので、自分が身につけた専門性を伝授

といいますか、研修で身につけさせるというふうなことなどはやっております。

それから、お尋ねではなかったかもしれませんが、さっき申し上げ損ねましたけれども、地方行財政検討委員会のいろんな議論の中で、やっぱり私も監査の実態がどれくらい反映されているのかちょっとわかりませんでしたので、私といたしましては、九州各県の監査委員の会議、それから事務局長の会議がございますので、そういったところで意見なるものを取りまとめてみたいというふうなことで、少し動きはしたんですけれども、現在のところ、まだそれを実現するには至っておりませんので、今後ともそういったことは考えていきたいというふうに思っております。

○中原隆博委員 公認会計士の外部監査制度の導入、これは今なされているんでしょう。

○林田監査委員事務局長 はい。

○中原隆博委員 だから、ある程度そういうところで大まかにチェックできると思いますけれども、膨大な資料に目を通すということはなかなか難しいということでもありますれば、今大西委員からも指摘がございましたように、私は、税理士資格を持ったような、そういう方もこの監査委員に登用すべきじゃないかなというふうに思います。

まず、最初のこの公認会計士の外部監査制度、これは1名ですかね。年間契約でしょう。何年続いておられて、どういうふうになっているのか、その辺をもう少し詳しく教えていただきたいということと、税理士の資格を持ったそういった県職員の登用とか、そういうことの2点についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○林田監査委員事務局長 外部監査制度でござ

いますけれども、これは地方公共団体が外部の専門的な知識を有する方と契約を結びまして監査をしていただくというふうな制度でございまして、包括外部監査、特別外部監査、2種類ございます。今、包括外部監査の方は、これは所管は人事課になります。知事がお願いをする監査でございます。公認会計士の方が受けていただいております。毎年毎年サポートされるメンバーも7～8人おられまして、そういったメンバーで独自に定められましたテーマで包括外部監査というのをさせていただいております。これにつきましては、毎年報告書が出ておられて、先生方のお手元にも人事課の方から行っていると思います。

それから、もう1つ、個別の外部監査というのもございます。これは、いろんな議会とか知事とかの請求ですとか、あるいは住民監査請求に基づいて、そういった外部の方に監査をお願いするというふうな制度でございます。いずれにしましても、議会の議決が要るんですけれども、この個別の外部監査は、今は我が県では行われておりません。行われた例はございません。

それから、税理士の資格を持った方を監査委員にというふうなことでございましたけれども、昨年度まで、税理士の方が、識見の監査委員ということでずっと御就任をいただいております。ことしから、識見の監査委員、弁護士の方と交代をいただいております。現在は税理士の方はおられません。

○中原隆博委員 不適正経理とか、いろんな形で皆さんの考えていらっしゃる範疇と、また、そういったプロの目から見た場合の範疇というのは違う部分もあったりすると思うんですね。

ちょっと参考のためにお聞きしますけれども、その公認会計士の外部監査制度は、年間契約は幾らだったですかね。

○林田監査委員事務局長 1,340万余でございます。

○中原隆博委員 今おっしゃったように、1,300万になんなんとする、あるいはそれ前後のお金を払って見ていただいているわけですから、そっちからのチェックも怠らなきよう、常に連携もとっていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○馬場成志委員長 それでは、これで出納局及び各種委員会の審査を終了いたします。

ここで、説明員入れかえのために、40分まで休憩したいと思います。

午後1時32分休憩

午後1時40分開議

○馬場成志委員長 それでは、委員会を再開します。

これより、商工観光労働部の審査を行います。

まず、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長、室長から順次説明をお願いします。

○中川商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。審査のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

恐れ入りますが、着座の上、総括説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

平成21年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘をいただきました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、商工観光労働部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたし

ます。

共通に御指摘がございました「収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれ努力の跡が見られるが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、さらに一層効果的で徹底した徴収促進に努めること。」でございました。

当部におきましては、一般会計の中小企業従業員住宅使用料未収金と特別会計の中小企業振興資金特別会計未収金がございます。

まず、中小企業従業員住宅使用料未収金につきましては、滞納先が2件ございましたが、そのうち1件につきましては、不納欠損処理を行ったところでございます。もう1件につきましては、少額の返済を続けておられますが、回収の長期化が見込まれますことから、企業の土地に抵当権を設定し、債権の保全を図ったところでございます。

今後も、引き続き、企業に対して粘り強く催告を行い、未収金の圧縮に努めてまいります。

また、中小企業振興資金特別会計未収金につきましては、商工観光労働部の指摘事項といたしまして「中小企業振興資金の未収金については、これまでも債権回収に取り組まれているが、依然として高額を示したままとなっている。今後も、滞納先の訪問強化等を行い、さらなる未収金の回収に努めること。」との御指摘もいただいておりますので、あわせて御説明させていただきます。

この中小企業振興資金特別会計未収金対策につきましては、未収金対策基本方針及び滞納先ごとの対処方針を作成いたしまして、債務者及び連帯保証人への面談を主とした督促や資力などの把握、債権差し押さえ等の法的手続の実施などの取り組みにより、可能な限りの回収に努めております。

今後も、こうした取り組みを継続的かつ粘り強く行うことにより、未収金の解消に努めてまいります。債務者の破産や無資力など

により、努力を尽くしてもなお回収困難な案件につきましては、内容を精査し、債権放棄による整理を検討していきたいと考えております。

次に、当部の平成21年度決算の概要につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料で御説明を申し上げます。

1 ページの平成21年度歳入歳出決算総括表をお開き願います。

一般会計の歳入は、収入済み額が391億4,956万9,000円で、収入未済額は1,472万5,000円でございます。これは主に、先ほど御説明申し上げました中小企業従業員住宅使用料の未納に係るものでございます。

歳出の支出済み額は471億8,920万9,000円、翌年度繰越額が8,113万1,000円で、不用額は24億522万6,000円となっております。

翌年度繰越額の主なものは、くまもとソーラーパーク推進事業の補助事業者の工期不足などに伴い、やむを得ず繰り越したものでございます。不用額の主なものは、企業立地促進費補助等の補助対象事業の減や入札残などによる執行残でございます。

次に、特別会計の歳入は、収入済み額が46億1,638万1,000円で、収入未済額は22億9,539万円でございます。これは、先ほど御説明申し上げましたが、中小企業振興資金特別会計貸付金の未償還に係るものでございます。

歳出では、支出済み額が27億8,022万5,000円、翌年度繰越額が1億208万4,000円、不用額は2億3,898万7,000円となっております。

翌年度繰越額は、城南工業団地管理事業及び工業団地施設整備事業において、設計、検討に不測の時間を要したことに伴い、やむを得ず繰り越したものでございます。不用額につきましても、主に工業団地施設整備事業の執行残によるものでございます。

以上、当部の平成21年度歳入歳出決算の概要を申し上げますが、詳細につきましては各課長から説明させますので、御審議のほど

よろしくお願い申し上げます。

○田中商工政策課長 商工政策課の田中でございます。着座のまま説明させていただきます。

まず初めに、商工観光労働部各課・室におきまして、今年度の定期監査の結果、公表事項はありませんでしたことを御報告申し上げます。

それでは、今年度当初の組織改編によりまして、商工政策課の業務の一部が商工振興金融課に移っておりますけれども、21年度の決算につきましては商工政策課の方で説明させていただきます。

それでは、お手元の委員会説明資料で説明させていただきます。

2 ページをお開き願います。

2 ページから3 ページまでが一般会計の歳入に関する調べでございます。

国庫支出金、財産収入、繰入金及び諸収入がございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、4 ページをお願いします。

4 ページから6 ページまでが商工政策課の歳出に関する調べでございます。不用額の大きいものについて御説明いたします。

まず、4 ページの商業総務費でございます。

1,006万5,000円の不用額が発生しております。その主なものといたしましては、備考欄の(2)商業指導費の内訳、5 段目にございますけれども、がんばる商店街総合支援事業、それと8 段目の大阪事務所職員宿舍売却等事業に係る執行残でございます。

まず、がんばる商店街総合支援事業は、補助事業者の事業規模縮小や採択予定団体が辞退したことなどに伴いまして補助金交付額を減額したこと、その他事務費の経費節減によるものでございます。

大阪事務所職員宿舍売却等事業は、宿舍解

体工事に伴う設計の段階で、一部調査委託が不要となったことによるものでございます。

次に、5ページの中小企業振興費でございます。

1,828万9,000円の不用額が発生しております。その主なものでございますけれども、備考欄の(4)の小規模事業対策費補助のうち、ポツの1つ目でございます。商工会商工会議所・商工会連合会補助につきまして、補助対象職員の減や退職後任者の単価が下がったことなどに伴います執行残でございます。その他、科目の不用額は、主に事務費の経費節減に伴う執行残でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○福島商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。よろしくお願ひします。

平成21年度経営金融課の決算状況について御説明させていただきます。

資料の7ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございます。

国庫支出金、繰入金並びに諸収入でございますが、不納欠損、収入未済額はいずれもございません。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

商工費のうち、中小企業振興費で2億8,200万円余の不用額が生じております。このうち、2億4,700万円余は、制度融資の原資となります金融機関に対する貸付金で、新規融資額が当初の見込みより少なかったために執行残が生じたものでございます。また、2,700万円余は、熊本県信用保証協会へ行っております保証料補助で、本年度、新規融資枠が見込みを下回ったことにより執行残が生じたものでございます。さらに、500万円余は、制度融資で保証協会が代位弁済を行ったものに対しまして、県が補てんをいたします損失

補償で、代位弁済の実績が見込みを下回ったことにより執行残が生じたものでございます。ほかは事務費の経費節減に伴うものでございます。

次に、中小企業指導費で370万円余の不用額が生じておりますが、これは企業診断を希望する企業が見込みより少なかったことによるもの並びに事務費の経費節減に伴う執行残でございます。

9ページをお願いいたします。

諸支出金でございますが、これは高度化資金の原資等として特別会計へ繰り出すもので、不用額はございません。

10ページをお願いいたします。

ここから、中小企業振興資金特別会計でございます。

まず、歳入に関する調べでございますが、一般会計からの繰入金には不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、諸収入でございますが、貸付金元利収入及び延滞違約金を合わせまして22億9,500万円余の収入未済額が生じております。これは、高度化資金及び設備近代化資金につきまして、貸付対象先の倒産や事業不振のため償還困難となっているものに係る元金、利子及び延滞金でございます。

収入未済に係る延滞金の回収に当たりましては、先ほど部長から説明もありましたように、個別案件ごとに回収方針を立てまして、債務者及び連帯保証人に対して面談を主とした督促を行い、また、その資力を調査して、対応状況等によっては債権差し押さえ等の法的手続を進めるなどの取り決めを行っております。その上で可能な限りの回収に努めているところでございます。

今後とも、このような取り組みを継続的かつ粘り強く行うことにより未収金の回収に努めてまいります。債務者の破産あるいは無資力等により、努力を尽くしてもなお回収困難な案件につきましては、内容を十分に精査

し、債権放棄による整理について、個別具体的な検討を行いたいと考えております。

次に、県債及び繰越金でございますが、不納欠損額、収入未済額とにもございません。

なお、予算現額と収入済み額に10億7,900万円余の差額が生じておりますが、予算額としては歳出予算に見合う額を計上していることによるものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

特別会計の歳出に関する調べでございます。

商工費の中小企業振興資金助成費で、5,700万円余の不用額が生じております。このうち、2,200万円余は、高度化資金貸付金で、貸付対象事業費が当初の計画よりも減少したことにより執行残が生じたものでございます。また、3,000万円は、設備貸与資金貸付金で、貸付額が当初の計画よりも減少したことにより執行残が生じたものでございます。ほかは事務費の経費節減に伴うものでございます。

次に、公債費についてですが、これは高度化資金に係る中小企業基盤整備機構からの借り入れに伴う償還金でございます。260万円余の執行残が生じているものでございます。

最後に、諸支出金につきましては、県からの持ち出し分に係る高度化資金償還金を一般会計に繰り出すものでございまして、不用額はございません。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古閑労働雇用課長 労働雇用課の古閑でございます。着座のまま御説明させていただきます。

組織改編によりまして、労働雇用総室が労働雇用課及び産業人材育成課の2課に分かれましたが、21年度の労働雇用総室の決算につきましては労働雇用課の方から一括して御説

明をさせていただきます。

それでは、説明資料の12ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございます。

まず、使用料及び手数料でございますが、表の中ほどに記載しております中小企業従業員住宅使用料におきまして、1,465万円余の収入未済額がございます。

この中小企業従業員住宅といいますのは、昭和43年度から59年度までの間に、中小企業従業員の住宅確保を目的に、県が厚生年金還元融資を受けて従業員住宅を建設し、これを事業主に20年間貸し付けを行うものでございます。その後、貸付料を完納した場合は、その住宅を事業主に譲渡するという事業でございます。

収入未済となっておりますのは、過年度におきまして、2つの企業が倒産あるいは経営不振により使用料を納入しなかったことによるものでございます。

この2件の収入未済の処理についてですが、いずれも昨年度の決算委員会で御説明しました方針どおりに処理を行ったところでございます。

まず、1件目についてですが、契約者である建設会社は、25年前に倒産をしております。さらに、2人の連帯保証人に催告を行ってききましたが、うち1人は既に死亡し、もう1人は80歳を超え、借入金も1億円程度ある一方で、収入は年金のみで、土地、建物等の資産もないような状況から、最終的には、弁護士とも相談の上、今年度に入り不納欠損処理を行ったところでございます。

もう1件につきましては、少額の返済を続けておりますが、このままでは回収が長期化するということから、こちらも今年度に入りまして企業所有の土地に収入未済額全額について抵当権の設定を行い、債権の保全を図ったところでございます。

今後も、引き続き未納に対して粘り強く催

告を行い、未収金の圧縮に努めてまいります。

そのほか、14ページから17ページまでの使用料、手数料、国庫支出金等につきましては、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

なお、17ページでございますが、繰入金として、中ほどに、ふるさと雇用再生特別基金繰入金におきまして1億2,473万円余、緊急雇用創出基金繰入金におきまして4億5,855万円余が予算現額に対して少なくなっております。これはふるさと雇用再生特別基金及び緊急雇用創出基金の県事業及び市町村補助事業の実績が執行見込み額を下回ったことによる繰入金の減でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

諸収入のうち、表の下から2番目に記載しております雑入におきまして、6万円余の収入未済額がございます。これは、高等技術訓練校で行います委託訓練におきまして、雇用保険に入っていない受講者が、4月にさかのぼり雇用保険被保険者となり、受講対象者の要件を満たさないこととなったため、免許取得経費や訓練手当など、10万円余を返還させる必要が生じたものでございます。

現在、このうち6万円余が収入未済となっており、受講者本人から支払い確約書を徴し、分割納入を約束しているところですが、現在無職で弁済能力がないため、納入が進んでいない状況でございます。今後とも粘り強く納入を促してまいりたいと考えております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

ここからが、25ページまで歳出に関する調べでございます。不用額が生じた主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

まず、22ページをお願いいたします。

職業能力開発校費でございますが、5,525

万円余の不用額が生じております。

その主なものは、備考欄に記載しております(3)の職業能力開発事業費のうち、訓練手当につきまして、申請が見込みより少なかったこと、また、その下の障がい者職業能力開発事業から委託訓練事業までの4事業につきましては、それぞれ障害者、離職者、母子家庭の母等に対する委託訓練でございますが、いずれも受講者の実績が計画を下回ったことや訓練の受講者が就職等により途中で退校したことなどによる執行残でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

技術短期大学校費でございますが、1,906万円余の不用額でございます。

その主なものにつきましては、備考欄に記載しております(2)の技術短期大学校運営費のうち、その下の管理運営費における施設管理業務委託による執行残、さらには、その下の教育対策事業におけます教育機器購入に係る入札残などによるものでございます。

次に、その下の失業対策総務費でございますが、5億8,997万円の不用額が生じております。この大半は、次の24ページ下から25ページにかけての県及び市町村が実施しますふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出基金事業によるものでございます。

21年度から23年度までの3年間で基金事業を実施することになっておりますが、21年度が初年度ということもあり、事業計画の策定及び事業の執行に時間を要したために不用額が生じたものでございます。なお、不用額につきましては、今年度以降において既に事業を実施しているところでございます。

次に、附属資料の方の1ページをお願いいたします。

高等技術訓練校設備整備事業につきまして、300万円を今年度に繰り越しております。これは高等技術訓練校内のインターホン設備の老朽化に伴う改修工事でございます。

す。

国の公共投資臨時交付金を活用し、2月補正で改修予算を組みましたが、施設の老朽化による施設内の配線調査や設計に不測の時間を要したために、全額を繰り越したものでございます。既に工事は8月に完了いたしております。今後は計画的な予算執行に努めてまいります。

労働雇用総室につきましては以上でございます。よろしく願いをいたします。

○高口産業支援課長 産業支援課・高口でございます。着座のまま説明させていただきます。

当課におきましても、今年度の組織改正によりまして業務の一部が新エネルギー産業振興室に移っておりますが、21年度の決算につきましては当課の方で説明をさせていただきます。

お手元の委員会説明資料の26ページをお願いいたします。

一般会計の収入に関する調べでございます。

26ページから29ページまでが、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰越金、さらに諸収入でございますけれども、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、30ページからでございます。

30ページから35ページまでが歳出に関する調べでございます。不用額の大きいものにつきまして御説明をさせていただきます。

31ページをお願いいたします。

下段になりますが、工鉦業費の中の工鉦業振興費でございますが、3,831万4,000円の不用残が生じております。主なものにつきましては、備考欄(1)の工業振興費の中で、次の32ページをおあけいただきたいと思っております。

一番上のところになりますが、産業技術センター本館等整備事業、それから、1つ飛び

まして、3つ目でございますものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業に係る不用残でございます。

産業技術センター本館等整備事業につきましては、工事関係の入札残でございます。

ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業は、県内製造業者に対する補助等を事業内容といたしておりますが、補助対象事業者の経費節減等によります計画変更による補助申請額の減少による執行残でございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

産業技術センター費で、1,971万4,000円の不用残が生じております。その主なものにつきましては、経費節減及び入札に伴う執行残でございます。

34ページをお願いいたします。

34ページの下段から35ページにかけてが新産業創出促進費で、3,902万円の不用残が生じております。

その主なものにつきましては、35ページの備考欄、下から3つ目になりますくまもとソーラーパーク推進事業に係る不用残でございます。補助事業におけます入札残及び事業者の経営状況等の変化によりまして、設置を取りやめたことによる執行残でございます。

次に、委員会附属資料の説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

くまもとソーラーパーク推進事業でございますが、昨年6月の補正、さらに11月の補正で御承認いただきまして補助事業に着手いたしましたが、一部の補助事業者の太陽光発電システムの設置工事に時間を要し、年度内設置完了が見込めず、7,813万1,000円を翌年度に繰り越しをいたしております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○山内企業立地課長 企業立地課の山内でご

ざいます。

説明資料の36ページをお願いします。

まず、一般会計の歳入から御説明いたします。

国庫支出金でございます。不納欠損額及び収入未済額はありません。

次に、財産収入でございますが、不納欠損及び収入未済額はありません。

予算現額と収入済み額に683万円の差額が生じておりますが、これは家屋貸付料で、熊本テクノプラザビルの賃料の収入年度を見直したため、平成22年4月分を21年度分の収入としたこと及び配当金収入について、住友信託銀行が実施している県有地信託事業の決算が3月末日であり、決算確定後配当金を調定し収入したことによるものでございます。

次に、資料37ページをお願いします。

繰入金でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、繰越金でございますが、これも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、諸収入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はありません。

収入現額と収入済み額に1億3,900万円余の差額が生じておりますが、これは企業立地促進資金貸付金回収金の新規貸付額が見込み額を下回ったことによるものでございます。

次、資料39ページをお願いします。

一般会計の歳出でございますが、工鉦業総務費に12億7,400万円余の不用額が生じております。

不用額の主なものは、企業立地促進費補助金において、当初見込んでおりました補助金申請額が、操業開始が延びたことで翌年度にずれ込んだこと等により年度内に申請がなかったこと、また、企業立地促進資金融資の新規貸付申込額が見込みよりも少なかったことによるものでございます。

次に、資料40ページをお願いします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入でござ

いますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額に3億7,900万円余の差額が生じておりますが、これは予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次、1ページ飛びますが、42ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳入について御説明をいたします。

まず、財産収入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

予算規模と収入済み額に8,700万円余の差額が生じておりますが、これは工業団地の貸し付け及び分譲が見込みを上回ったことによるものでございます。

次に、繰越金でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額に1,800万円余の差額が生じておりますが、これは繰越見込み額と実繰越額の差でございます。

次に、県債でございますが、不納欠損額及び収入未済額はありますが、予算現額と収入済み額に1億7,900万円の差額が生じております。

これは、臨空テクノパーク関連で交差点改良工事を予定しておりましたが、用地取得困難により一たん中止をし、翌年度また別途の事業を計画するということ及び菊池テクノパーク整備の設計を繰り越したことによるものでございます。

次に、資料43ページをお願いします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳出でございますが、先ほど歳入の部分で申し上げたものでございますが、1億7,100万円余の不用額が生じております。

このうち主なものは、先ほど申し上げました44ページの歳出の方になりますが、工業団地整備事業費で、臨空テクノパーク関連交差点改良工事が用地取得困難により中止せざる

を得なかったこと及び団地の除草等管理に係る経費の節減等による執行残でございます。

あと最後に、附属資料の方の3ページ目をお願いします。

繰越事業でございますが、城南工業団地につきまして、災害復旧工事ですが、地盤が当初想定をしていたよりも軟弱であったことにより、設計、検討に時間を要し繰り越しました。この分については、本年6月には事業を完了しております。

次の菊池テクノパークにつきましては、21年度に実施をしておりました環境影響調査の中で、希少動物がいることが判明し、慎重な現地調査が必要となり、基本設計が完了しなかったため繰り越したものでございます。これは、ことし10月末で完了をしております。

次に、4ページをお願いします。

県有財産の処分でございますが、城南工業団地2区画を1企業に売却をしたものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○松岡観光交流国際課長 観光交流国際課の松岡でございます。

説明資料の45ページ及び46ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございますが、使用料及び手数料、国庫補助金、それから財産収入等、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、47ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。不用額の大きいものについて御説明をさせていただきます。

まず、47ページ、総務費の諸費でございますが、1,247万円余の不用額が生じております。

その主なものは、備考欄12番目の旅券発給事務費の非常勤職員報酬の執行残や事務経費

の節減による386万円余のほか、備考欄9番目の国際交流活性化推進事業の経費節減による180万円余でございます。

次に、48ページをお願いいたします。

観光費で、不用額798万円余の不用額が生じております。

その主なものは、備考欄16番目の観光標識整備事業の工事発注に伴います入札残367万円、その他事務経費の節減によるものでございます。

次に、附属資料5ページをお願いいたします。

モンタナ派遣職員宿舍の売却収入として、1,460万円余を計上させていただいております。なお、契約額との差額298万円余は、不動産会社への手数料や送金時の経費等でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○宮尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課の宮尾でございます。

49ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額等はございません。

50ページ、51ページをお願いいたします。

まず、50ページ、総務費の調査計画費でございますが、149万円余の不用額が生じております。これはKANSAI戦略推進事業の事務経費等の節減によるものでございます。

51ページをお願いいたします。

商業総務費の中で、357万円余の不用額が生じております。

その主なものは、備考欄(2)の貿易振興費の中小企業チャレンジ支援事業の事務経費節減88万円などによるものでございます。

次に、工鉦業振興費でございますが、200万円余の不用額が生じております。これはグランメッセ熊本の修繕工事に伴う入札残及び

事務経費の節減によるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○馬場成志委員長 以上で説明が終わりましたので、質疑に入ります。

○児玉文雄委員 特別会計の中小企業振興資金、22億ばかり未済が発生して、これはもうずっと引きずってきているわけですね。私も、前ちょっとかかわったことがあるんですけど、あれは貸し付け時で債権担保をとっていると思うんですよ。それと、組合員の連帯保証ですかね。こういうのがあるのに、年数はたつのに全く担保権を執行したとかなんとかという形跡は見受けられないと。

私の地域にあるショッピングセンターも、初めは不採算でも、県に返済をお願いしてどうにかやってきたと、しかし、もう今はここ何年とまともな家賃収入はないわけです。そういうのに対して、県は何らかの対応をとったのか。

また、今まで県下に恐らくかなりの数があると思うんだけど、22億とすれば、返済滞りが少なくとも10幾つかの店舗がそういう対象者になっているが、それに対して——どうも私が知るとる範囲では、そういう手続をやったような気配は全然ないと。そこらあたり、どうなっておりますか。

○福島商工振興金融課長 商工振興金融課、福島でございます。

委員御指摘のとおり、平成21年度未収額は、全体で22件、元金で21億3,300万円、利子1,800万円、違約金1億4,400万円の計22億9,500万円が未収金となっております。

このうち、平成21年度中に1,100万円を回収しておりますが、新たに2社で2億1,100万円の延滞が発生いたしましたため、平成20年度と比べまして、平成21年度末では1億9,900万円増加しております。先ほども申し上

げましたけれども、一生懸命未収金の回収に努めておるところでございますが、なかなか厳しいところがあり、苦勞しているところでございます。

先ほど委員の方から、法的手続といいますか、その辺の御質問がございましたが、平成17年から18年にかけて競売申し立てを行いまして、2件で合計2,300万円の回収を図ったところでございます。さらに、平成21年におきましても、新たに発生しました延滞につきまして、1社について担保物件の競売申し立てを実施したところでございます。手続は、現在行っているところでございます。

また、保証人に対します債権差し押さえを、平成18年から平成20年にかけて3件実施しております。具体的に申しますと、この3件は、賃貸家賃の差し押さえ、役員報酬の差し押さえ、給与の差し押さえ、この3件を行いまして、現在まで1,500万円の回収を図っているところでございます。このうち給与差し押さえについては、現在も継続中でございます。

今後とも、保証人の資力や返済能力、そういったものを勘案しながら、返済の督促や法的措置の実施等によりまして、可能な限りの回収に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○児玉文雄委員 22件も不良債権が発生しているとは私も気づかなかったけど、結局は、担保もとってある、建物も恐らくとつとかないかぬわけですよ。土地、建物、保証人の連帯保証、それがあれば、取れないことはないと思うんですよ。ないと思うけど、それは時期が問題になってくるわけです。恐らく、これを1個1個見てみると、平均やっばり15年、20年ぐらい経過しているんじゃないかと思うんですよ。借り入れ発生時から現在までですね。そうすると、建物が古くなる、土地が値下がりしとるわけですよ。建

物つきでも、あんまり使用不可能なところは競売しても売れぬですよ。そういうタイミング的な問題もあったんじゃないかと。

それと、あれは私もあんまりはっきり記憶してないけど、組合員がもとやっておった商店、店ですね、それも担保に出しているんですか、出してないんですか。元組合員の皆さんが、各商店街の中で点々と自分の店を持つとったでしょう。あれを、私が記憶しておるのは、共同店舗ですから、同じ商売はやってはならないとかなんとか、そういう規制があったと思うんですよ。やめなきゃいかぬか……。

○福島商工振興金融課課長 おっしゃるとおり、タイミングというのは確かにあるところでございます。ただ、組合員の方々も、歯が抜けたように1人ずつ抜けていったりされるものですから、なかなかそのタイミングを見計ねて時機を失することはあったかもしれません。

それともう1点、高度化資金を使いまして共同店舗をつくりました場合に、市街化調整区域を開発してそこに店舗をつくった場合に、後に競売するとき、応札できる事業者が限られてくるというのも、なかなか障害になっているところだと思っております。

あと、2点目の御質問の同一店舗を開いてはいけないという制限は、できるだけするなということ是指導しておりますが、できないという規制はございません。

以上でございます。

○児玉文雄委員 この問題については、皆さんいろいろあるでしょうから、私はここまで質問して、後は皆さんどうぞお願いいたします。

○中原隆博委員 今児玉先生からいろいろとお話がありましたけれども、目的は非常によ

かったと思うんですよ。大型店舗が出てくる、零細企業だけでは生き残れないと、だから共同店舗ということで、地場企業の中小企業育成策として、県が高度化資金を利用して共同店舗でやってくださいということなんです。そこはよかったです、現に大型店舗があちこちに出てきていると、だから、今お話があったように、1人、2人、その共同店舗から抜けざるを得ないというような状況が起こっているというふうに思うんです。

それで、22件のまだそういった収入未済額があるということですが、これは、全体に占める割合というのは、何社のうちの22なんですか。

○福島商工振興金融課課長 済みません、何社という会社数はちょっと手元に持ち合わせておりませんが、貸付残額に対します未収率は12%、累計貸付金額に対する未収率は1.9%になっております。

これをわかりやすくちょっと言いますと、九州各県といたしますか、九州全体で見ますと、貸付残額に対します収入未済額の未収率は21.2%になっております。本県の12%に対しまして、九州全体では21%ということで、決して高い数字になっているわけではございません。

○中原隆博委員 22件、我が県においてそういう状況が生まれているということに対して、これはなかなか回収が厳しいんじゃないかと思うんですね。先ほどお話がありましたように、債権放棄による整理等も検討していくことでもありますけれども、なかなかこれは回収は難しいんじゃないかと思うんです。それは決め手となるような回収方法というのはあるんですか、何か。難しいでしょう。どうするんですかということもあわせてお聞きしたいんです。

○増永慎一郎委員 関連して、恐らくこれは支払い期限が来ないと収入未済には上がらないんじゃないでしょうかね、この高度化というのは。どうですか、それは。

○福島商工振興金融課長 一応、それぞれ貸し付けのときに返還計画を立てておりますので、その時期に納めることができなくなった場合、収入未済という処理になります。

○増永慎一郎委員 例えば、今、高度化については、年に一時払いを多分されていると思うんですけども、1年分をまとめてか2回とかですね。例えば支払い期限が20年というふうな形で期限を組んでいた場合に、その20年が来ないと収入未済にならないんじゃないですかね。毎年毎年、例えば10年で1億返すといった場合に、1億返ってない分が未済に上がるのではなくて、それまでは少しでも返していれば未済の方に上げていないんじゃないですかね。ちょっと確認なんですけれども。

○福島商工振興金融課長 一応、約定がそれぞれございますので、その約定の際に、返済ができなくなった場合、後の分を含めて収入未済という取り扱いにしております。

○馬場成志委員長 今の遅延はどう——おくれた分、後ろで答えてもよかよ。

○福島商工振興金融課長 一応、約定償還のときに、組合といますか、そちらと相談して条件変更で対応しておりますので、その条件変更でもかなわなくなった場合に収入未済という処理をしております。

○馬場成志委員長 要は、今月分か今年度分か1円でも足りなかったときに未済になるのか、それとも最終完済日に未済になるのか

という話でしょうたい。

○内野幸喜委員 ちょっと関連してよろしいですか。ちょっと別の聞き方で。

じゃあ、例えば約定の元本の償還金額が100万だったと、100万お支払いすることができなくなりました、じゃあそれを50万にしましようにと、それについては収入未済にならないわけですね。正常債権というふうにみなしているわけですから。

○福島商工振興金融課長 そういう条件変更ということで、100万円を50万円という条件を変更して納めていただいた場合、収入未済という取り扱いにはならないということでございます。

○内野幸喜委員 じゃあ、例えばそういう条件変更をしたところというのはどれくらいあるんですかね。

○増永慎一郎委員 何か話がちょっと飛んで行っていると思うので、ちょっと今の話は…

○内野幸喜委員 それだけ、要するにどういうことかという、多分収入未済に載ってなくても、もうその……

○田中商工労働局長 今回の収入未済の額のとらえ方でございますが、要するに、今月まで支払い期限が来たと、そのとき払えなかった分を、要するに収入未済として対象にするということにしております。

○児玉文雄委員 その前提は、条件変更が起きているわけですよ。

○田中商工労働局長 条件変更をした部分については新たな条件になっておりますので、

それは収入未済という、まだ期限が到来しておりませんという形になりますので、それは除外して……

○馬場成志委員長 ちょっと待って。さっきの増永委員の質問に対して、今の答えということかな。

○田中商工労働局長 そういうことです。要は、例えば今月までに支払わなくちゃいけない100万があつて、100万払えなかった分については、収入未済という形で100万が未済として上がると。

○増永慎一郎委員 例えば、10月に年間1,000万を払いますということで、年額の1,000万を払えなかった場合に、なら、そのときにまた条件変更をずっとしていくんですか。

○田中商工労働局長 それは、まさに払えなかった部分について、どうやってこれから返済しますかという協議をした上で、こういう形で返済計画をということで事業者の方と協議をした中で、その蓋然性が高いということになってくるならば、条件変更という形になると。

○増永慎一郎委員 これは中原先生のちょっと質問をとったような感じなんですけれども、実は、私は、さっきの22件のこの金額以外に隠れている部分があるんじゃないかということでこの話をしたんですけれども、実際、条件変更をずっとかけていけば、それはもう全然隠れているお金というのは出てこないんじゃないでしょうか。

○馬場成志委員長 さっきの内野委員の質問ともあわせて、今答え出ますか。

○福島商工振興金融課長 先ほどの例で言い

ますと、100万がもともとの約定で、それを条件変更して50万とした場合、残りの50万は……。

○馬場成志委員長 そこはわかった。そこはもう整理できた。その後の、今の質問に対して答えてください。

今の質問は、そういう条件変更していけば、表にはその数は出てこない、その金額は出てこない、あるいは内野委員の質問は、それがどれぐらいあるのかというようなこと、その見えていない部分がどれぐらいあるのかと、条件変更したやつがどれぐらいあるのかということです。

○福島商工振興金融課長 条件変更につきましては、近年、ちょっと増加してきておまして、21年度で12件、8組合、猶予計で5億円の条件変更をいたしております。これが、条件を変更して返していただくということで一応計画を立てているのは、先ほど言いました8組合、5億円ということになります。

○馬場成志委員長 そして、その数は、この未収入には入ってきていないということですね。

○福島商工振興金融課長 入っておりません。

○内野幸喜委員 これは、私も何年も前から、まだ議員になる前から、ちょっとこの辺の部分は——もともと私も、こういうような高度化を借りて事業をやるというふうに計画したこともございますので、ある程度内容はちょっと知っているんですが、どうも、先ほど児玉先生の話にもありましたが、財産を差し押さえる段階とか、その辺が条件変更、条件変更、条件変更で先延ばしになっている間に、もう事業者としては全然お金が払えな

いの条件変更を勝手に、勝手じゃないけど、役所の都合でして、何か見えないようにしている部分があるんじゃないかというふうに思っているんですよ。

中には、これは例えば高度化の部分でも共同店舗がほとんどだと思うんですけども、そういうふうな形がございますので、やっぱりどこかでちゃんと表に出さないと、先ほど21年度内で8件で5億円という形になれば、これに5億円乗ったのと同じ——恐らくそれはまた条件変更しないと、今の時世で売り上げが上がって、利益が上がって、そして回収が進んでいくということはまずあり得ないと思うので、その辺はシミュレーションとか何かされているんでしょうか。

○福島商工振興金融課長 中小企業基盤整備機構の方で方針の見直しがございまして、今まで単年度の条件変更というのは認められていたんですけども、来年の4月の約定分からは複数年度の条件変更ということになりましたので、その辺をきっちりとききわめた経営改善計画を立てる必要が出てきておりますので、その辺が明らかになってくるかと思えます。

○田中商工労働局長 補足でございますが、条件変更につきましては、申し出てきたら全部を認めるというわけではございません。きちんと返済の可能性があるかどうか、そこをうちの担当課の方で審査をして、そして、そういう場合には条件変更に応じますけれども、とてもこれは無理だと、返済が難しい、その裏づけもないという場合には条件変更には応じなくて、要するに未納債権扱いとして回収に努めるというところでございます。

○馬場成志委員長 さっき厳しい御指摘がありましたけれども、肝心なところで役所の都合でやっとなるんじゃないかというような指摘

がありました。それがあれば、さっきの話はまた皆さん方がしっかり受けとめなるところであって、ただ、弱つとる企業を育成していく責任も皆さん方にはありますので、そこが一番大事なところですよ。

○田中商工労働局長 まさに条件変更に足るべき、それに対応する状況にあるのかどうかをきちんと審査をした上で、それに該当する場合には対応することとしておりまして、条件変更に合わないような案件につきましては、もうそれは応じられないということで、要するに厳正な対応にしております。したがって、その後は、いわゆる回収に努めていくという対応でございます。

○溝口幸治副委員長 ひょっとして皆さんの意見に水を差すのかもしれませんが、商工観光労働部がやらなきゃいかぬ仕事の一つに、中小企業の振興というものがあると思います。要は、最終的な条件変更に乗るか乗らぬかも含めて、借りている方が悪質なのか悪質でないのかというのが大きな判断基準だと思うんですね。本当に何もないのに、返せないのに、条件変更をお願いするのにそれに乗らないと、もう取りっぱぐれたらいかぬけんここで押さえてしまえみたいなことをやると、よく聞く血も涙も通わない銀行とあんまり変わらぬ話になってくるので、そこの判断基準というのは非常に難しいと思うんですよ。

皆さんも、恐らく、本当は返せる能力があるのに、何か上手にやって返さなくていいようにやっているんじゃないかというところもあるんだと思いますので、そこの悪質かどうかという判断基準は、やっぱりきちっと決めてやっていかないと、あんまり厳しく、厳しく、厳しくやっていると、一番初めの貸す段階で、物すごく高いハードルを課しないと融資ができないということになります。そうすると、中小企業あるいはそういう組合を

つくってという人たちが、そもそも事業に着手できないという流れになりますので、その判断基準を見直すというか、きちっとやっていただきたいというふうに思います。

○福島商工振興金融課長 先ほど照会による条件変更につきましては、国といたしますか、中小企業基盤整備機構によりまして詳細な基準が定められておりまして、県独自での判断は困難な状況でございます。

県としては、国の準則にのっとりまして各組合の経営診断を行い、猶予の妥当性を判断しており、単一の指標で償還猶予の可否を行うことはございません。

○中原隆博委員 私も関連するのでございませぬけれども、私は、これからも、この状態であれば収入未済額はどんどんふえていくことを懸念して申し上げたわけですよ。

じゃあ、例えば、6社とか7社でもいいんですよ。そういった共同店舗を構えられますね。それに対して高度化資金が出ると。例えば、そのトップというか、理事長が薬屋さんだったとしますよ。そして、医療とか、生鮮食品とか、お茶屋さんであるとか、弁当屋さんであるとか、ケーキ屋さんであるとか、靴店であるとか、そういう方が1人抜け、2人抜け、3人抜けした場合に、その例えば理事長が薬屋さんだとするならば、丸っきり専門外の衣料品屋さんが抜ければ、衣料品をそこでしなきゃならなくなるわけですよ。ケーキ屋さんをやらなきゃならない。全く違ったことを、その理事長の責任者が負わなきゃならない。そして、抜けた人は、もう後のことは知らぬ存ぜぬという形でいっていくから、その矛盾をどうやって解決するんですかということをお尋ねしているんですよ。

○馬場成志委員長 そこは答えられる。

○福島商工振興金融課長 例えば、おっしゃいました7人とか8人で組合をつくりまして、代表者の理事が例えば薬屋さんの場合、お菓子屋さんが抜けたからといって、その理事長がお菓子屋をしなくちゃいけないということはございません。一応、かわりの組合員を探るか、あるいは最悪の場合、空きスペースといいますか、空き部分になってしまうというのが現状でございます。

○馬場成志委員長 多分商店街の価値を落とさないために努力されとるという話でしょうな。

○中原隆博委員 だから、今みたいな形になると、ケーキ屋さんが抜けるということは、そこで採算が合わぬから抜けていかれるわけですよ。だから、新たにケーキ屋さんをといたって、お話にならないわけですね。だから、そういう責任者が、そういう部分を自分でやっていかなきゃならないから、そうすると収入未済額がどんどんふえていくんじゃないですかと、それに対する歯どめというのはあるんですかということをお尋ねしているわけですよ。まあ、いいです。

○馬場成志委員長 ちょっと難しいですな。

○鬼海洋一委員 決算ですから、21年度のこの未収金をどうするかという、したがって対策をとれというぐあいになっていくというふうに思うんですが、私たちの立場から判断すると、私の周辺にも2カ所この共同店舗があります。そして、それぞれに大変厳しい。先ほどお話があつているように、ちょっとくしの歯が抜けたような形で何軒か出て行ってしまっている。これが非常に厳しい。そして、どこかがやられると、もう全部全滅してしまうという危険性をはらんでいるのが、今日、

熊本県のこの共同店舗の状況ではないかというふうに思うんですね。

ですから、先ほどから副委員長もお話がありました、やっぱりどう現状を、少なくとも歯どめをどこにするかというような政策的な展開について検討しながら、この処理についても、一体としてやっていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですね。

そこで、これは商工政策課として、各地域の現状というのはそういう状況です。これは、共同店舗に限らず、個店についても極めて厳しい状況のもとで、大型店舗の進出の中で連日あえいでいるという状況が、各地域の商店街の現状だというふうに思うんですね。

そういうものに、今まことにリアルな厳しい状況が意見あるいは紹介をされているわけですけれども、そういう場所に、どういうぐあいに政策的にこれから課題解決に向けての努力をしていくかということが問われるというふうに思うんですが、金融課と政策課と一体的に、あるいはもう1つ言えば、その申請が上がってくる段階では、市や町を経由して出てきているはずですよ、この投資等の申請は。そうすると、市町村と連携をしながらこの問題の総合的な解決を求める努力が一方でなければ難しいんじゃないかというふうに思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○田中商工政策課長 ちょっと難しい質問ですけれども、県内の中小企業の状況というのは、厳しい状況にあるというのは確かなところでございまして、いかに中小企業の振興に資するかというのは、商工部全体として、振興金融課、一緒に連携をとってせざるを得ないというところで理解しております。

○鬼海洋一委員 個別具体的に、この問題で両課がどういうぐあいにしようかというような相談の機会あたりはあっているんでしょう

か。

○馬場成志委員長 今までの議論の中でも、いろんな、条件変更なんかも、今おっしゃった中の一つなんだろうと思うんですけどもね。

○鬼海洋一委員 やはり先ほどから条件変更の問題があります。返済金額の変更の問題だとか、期間を長期にやるだとか、あるいは凍結の問題あたりも当然出ているというふうに思うんですが、それを含めて将来の可能性があるかどうかということについては、やっぱり地域の商工状況というのが影響していくんですよ。

ですから、だんだんだんだん停滞していく中で、どがん求めたって、先ほどお話があったように、しばらく時期を先延ばしするだけです。だから、問題解決にはならない。だから、一定期間延ばしているあるいは凍結している状況の中で、どうやって基本的な解決を図るかということは、それはやらなければ、全部結局はなくなってしまうわけですから、そういう意味で相互の連携とそういうところに対する個別具体的な対応について考えるべき時期ではないかということを実は申し上げているわけですし、その辺の何か考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

私のところは、いっぱいそういうのを抱えているものですから、非常に心配しながら今意見を申し上げております。

○溝口幸治副委員長 今鬼海委員が御指摘されたことは、もう去年の委員会でも、その前からずっと話になっていて、いわゆる地域をどう育てていくか、支えていくか、税と雇用を生み出すかという観点は委員会でも議論がありましたよね。

そういう観点で、例えば4ページにあるがんばん商店街の総合支援事業だとか、こうい

うのを新たな事業でセットしたり、商工会、商工会議所がもっときちっとそういうところを指導できるようにするという流れがあったですよね。だけん、そういうのがきちっと答弁で出てこないと、やっぱり非常に私も不安に——成り行き上、去年、予算を認める委員会におりましたので、そういう議論があつていろいろな事業を組み立ててきたのに、そこで答弁に困ると、済みません、やっぱり地域のことを考えたらぬと、総合的な対策をやらうと思つてないんじゃないかというふうにちょっと私も心配になってくるんですけれども、そこはきちっとやっぱり——課長は来られたばかりでしょうけれども、部長なりがきちっとお答えにならぬと、鬼海先生がおっしゃっている問題は、みんなの地域一緒なんですよね。今言っている協同組合とかだけの問題じゃなくて、その地域をどうするかという話なので、そこはきちっと部長からでも答弁してもらわぬと困ります。

○中川商工観光労働部長 課長の答弁がなかなか的確じゃなくて、御心配かけています。

私ども、商工観光労働部の業務は、地場企業の育成でございます。ほとんどの企業さんは中小企業でございます。中小企業の方の育成が我々の本務でございます。その中小企業の支援の中に、例えば、技術支援、経営支援、それから商店街の支援、その中に金融支援があるわけでございまして、それぞれの所管課が、特定の企業あるいは特定の地域に対して、金融面、それから販売促進面、いろんなところで総合的に支援するのが私の部の責任でございますので、そういう意味では、部全体を挙げて特定の地域あるいは特定の企業さんに、その企業さん、地域の求めるニーズ、それが金融支援なのか、販路拡大なのか、そこは御要望にこたえながらやっているつもりでございまして、ちょっと答弁が不十分だったかもしれませんが、それは私

ども部全体の仕事でございます。要するに、そこのお困りになっている点に対して支援していくということですよね。

それから、今度の高度化資金も、その金融支援の中の一つでございます。これは、高度化資金とって、組合の形をとれば、政府と一緒にあって、長期で低利のすごくいい制度でございました。当時、全国的にたくさん借られて、ただし、時代と経済状況が変わりましたので、随分その返済が滞って全国的な問題になっております。私どもも、毎年御指摘をいただいて、大変恐縮をいたしております。

それで、じゃあ熊本県が、他県に比べて、いわゆる不良債権の比率が高いか低いかにいうときには、ちょっと言いわけがましかつたですけれども、いわゆる他県に比べてそう高くはありません。ですから、金融でございますから、必ずリスクがございます。貸し倒れがございます。それを含んだ上で政府も制度設計しておりますし、私どもも、この高度化資金なり、ほかの制度融資も、そういうリスクは負ってやっております。ですから、そのリスクの負い方が非常に難しいわけですので、冷たくかちかちにやっしまえば、いわゆる資金需要にこたえられない。だから、そこは非常に難しいところですが、リスクを負ってやっております。

それで、債権残高が減らない一つの理由は、当初は必要な担保、それから連帯保証人をとっているんですけれども、地価ががっつと下がってしまいましたので、いわゆる担保価値が非常に低くなっている、それから連帯保証人さんも経営状態が非常に悪くなつて、残ったままなんです。銀行ですと、これが不良債権で、引当金で減らしてしましますが、私どもは、少しでも返済があれば、いわゆる不納欠損をしないという大きな大前提がございまして、ですから、大変申しわけありませんが、なかなか残高が減らない。かつ、

御指摘のように、ふえる可能性もある。

先ほど条件変更のこともございました。これは民間さんもそうですけれども、安易にやっているわけではありません。安易にやったらとんでもない。これは大体私どもが貸し付けるところは銀行さんも貸し付けていますから、これは銀行さんも必死でございまして、そう条件変更は簡単にはなりません、条件変更をしたからといって、今の景気状況ではいつまで続くかわかりませんので、この条件変更をした案件が、まさにまた積み上がる可能性もあります。

さらに、今条件変更をしていないところでも、実は経営が厳しくなっているところがございます、いつそれが条件変更に帰すか。銀行筋から言うと、条件変更した時点で、非常にある意味じゃ危ないリストに入れるんですよね。ですから、条件変更した時点で、本当に金融的に言うと非常に厳しい状態に追い込まれている。だから、その予備軍があるということで、私ども大変心配をしていますが、私どもは、そのリスクと中小企業のニーズとかみ合わせながらやらざるを得ないといえますか、そういうことで御了解といたしますか、毎年、これはおしかりいただくことだと思うんですけれども、そういう実態だということはぜひ御理解を賜ればと思います。

私ども、中小企業は、金融支援だけじゃなくて、すべてのところでニーズに合わせて支援するのが私どもの部の仕事でございます。

○鬼海洋一委員 今のお話をいただいたから、またあえて言葉を返すようなんですけれども、実は、この共同店舗というのがはやったところ、私も1期生ぐらいでした。ですから、それぞれ松橋という地域での共同店舗の発足の時期についてはよく承知をしていますけれども、その時期は、ある種の熊本県の商業政策として政策誘導をしてきたわけですよね。共同店舗でやろうじゃないかと、そして大型

店舗の進出をこれで食い止めようと、そして約20数年たった今日の状況がそうなんですわね。

おっしゃったように、活性化するための一つの手段、一つの方法として、金融問題がさまざまなものを用意してこれで頑張りましょうということをやっ、それは確かに手段ですよね。しかし、本来あるべきものは、共同店舗そのものが今日の地域の現状の中でどうなのかという意味で、あるいはそこをどういうぐあいに活性化するかという意味でのそういう側面からの検討が一方でなされなければ、政策誘導してきた責任——今はもうそこまで問うということはできないというように思うんですけれども、やっぱり大型店舗が進出する地域の実態、現状の中でどうするかという、そして根本的な課題解決にはできないというふうに思いましたから、さっきそういう申し上げ方をしたわけです。

そこで、例えば、そのために各地域の商工会がどういう役割を果たしているのか。合併をしました、広域化しました、あるいはそういう意味で地域の商店街、共同店舗に対する責任を、その当時、そこを経由して上がってきた団体として責任を果たしているかどうかということ等についても、やっぱり補助をしている事業体として、総合的な、我々が求める地域商店の活性化のための方法としては、検討しながら、さっきおっしゃったように、多面的な検討というのがなされたかどうか。本当に我々、政治家の皆さん方が感じているような、そういう地域の熱烈な思いというか、疲弊をどう食い止めるかというような気迫と思いが伝わっているかどうかということを問うたわけです。

○中川商工観光労働部長 済みません、その点の説明が漏れていましたけれども、この高度化資金の貸し付けに当たっては、これは共同事業というか、組合事業でございまして、

仕組み上、中小企業団体中央会を經由して上がってくることになっています。

その貸し付ける時点で、いわゆる事業計画の精査は中央会の指導員の方、それから、私どもも診断士がおりますので、審査をして事業計画を見て貸し付けます。それから、その後についても、この返済等々の御相談にあわせて、我々も、中央会も、組合の方に赴いて御相談には応じております。常に応じております。ただ、その実態が、なかなか御相談ですぐ解決できる状況にないというのは、中央会、我々としても、非常に厳しいと認識しております。

○大西一史委員 実態として、何とていかな、この制度の意義とか、そういったものについてもいろいろ御議論があつてはいますけれども、もうこれ以上、これは決算委員会ですから、私自身はそこには触れなくて、実際に、この22件の中の連帯保証人というのが何名いらつしゃって、そのうち支払い能力のある方は何名なのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○福島商工振興金融課長 済みません、合計数は出しておりませんが、未収になっているところで、連帯保証人が一番多いところで9名の連帯保証人があつております。少ないところで3名が連帯保証人です。そのうち、例えば6名連帯保証人がある組合で、4名が亡くなって、1名が自己破産、ですから、結局1人だけが資力があると、その1人の方が不定期に1万ずつお返しになるというような事案もございます。

○大西一史委員 件別で、それぞれケースはいろいろだろうと思いますが、要は支払い能力がある方というのが今何名いらつしゃるのかということなんですが、全体の中で。

○福島商工振興金融課長 済みません、個別で合計数を出しておりませんので、それは後ほど御報告したいと思います。

○大西一史委員 そのくらいは、やっぱりこの決算委員会でこれだけ毎年毎年問題になっていることですから、個別の数字も含めてですけれども、やっぱりぴしっと答えていただかないと、何のため決算委員会をしとるかわからぬ。

悪質か悪質でないかという溝口先生の話もあつて、実際にはなかなかこの高度化資金、先ほどから議論があつているように、よい制度だったと部長もおっしゃつておられ、よい制度だったんだろうと思うし、実際にそれが役に立ってきているんだろうけれども、現実問題焦げついているということについて、事故率というか、リスクに関してはある程度織り込み済みでこの制度はスタートしているわけですから、ということであれば、やはりこの20億ぐらいをずっと毎年毎年損失させていて、去年の議事録を見ても、連帯保証人の資力を把握していきたい、把握してまいる、あるいは今支払い能力があるかどうかの調査をしているというふうには前の課長さんは答へられているわけですね。だから、そういうことを考えていくと、この1年間で何をやってきたのか、この課題について、直接です。

なかなかできることは少ないかもしれない。実際に、現実的には焦げついたもので、亡くなつたりあるいは破産をしたりというような状況の中で、そう簡単に、何とていかな、回収できるというふうには思いません。ただ、現状としてどうか、どのくらい見込みがあるかということに関しては、もう少し明らかにしていただかないと、やっぱり決算をここで審議する意味がないと、私はそういうふうには思います。

ですから、その辺については、もう少しシ

ピアに報告をしていただきたい。事後に報告していただくということであれば、その辺をもう少しシビアにやっていただきたいということです。

ある程度これはハードルがあって皆さん借りておられるわけですから、その辺の設定が最初にある程度あると。だけど、普通の金融機関と比べれば、恐らくハードルというものに関しては、そんなにむちゃくちゃ高い、要は金融支援という側面があるからこそ、そんなに高い設定はされてないと。だからこそ、やっぱり事故率というか、リスクというのは高いというふうにみなされるべきだろうと私は思うんですね。

だから、その辺を考えてみても、この連帯保証人の資力の把握状況、それから実際の支払い能力がどうかというのは、やっぱり一覧として出すぐらいのことがあって、それとあと、各貸し付け先のそれぞれの、まあ22件なら22件のランク表みたいなものをつけておられるんじゃないかなと思うんですが、そういうものはあるんでしょう。事務方としては持っておられるんでしょう。その辺、いかがですか。

○福島商工振興金融課長 全体として取りまとめてランク表というのはございません。個別に管理しているという状態でございます。

○大西一史委員 個別に管理しているから全体像がなかなかわからぬというところもあると思うんです。個別個別でケースが違ってしまうけれども、やはり全体の額として22億9,500万円余ということで出ているわけですから、ある程度全体の決算を見ていく中では、やっぱりランクづけをして、ここは集中的にもう少しお願いをせないかぬとか、ある程度、銀行じゃありませんけれども、どこでもそうだと思いますが、そういったものがきちっと明確にリストアップをされて、整理を

されていないと私はいかぬというふうに思いますので、その点は今後もう少しシビアにやっていただきたいということを、これはお願いをしておきます。

○馬場成志委員長 この件に関してはいいですか。

○増永慎一郎委員 最後に1つだけ。

私、よく個別にお話をするので、内容的にはもう御存じですけれども、先ほど溝口先生が、悪質じゃない場合と地域を支えていくための制度であるということはよく認識しているんですが、やはり個別の話をしていいかどうかわかりませんが、私もきちんと、何というか、社長さんがお店に出て一生懸命に共同店舗で仕事をしていらっしゃる場所もあれば、また、別の共同店舗では、全然共同店舗に来なくて、自分の別にお店を持たれて、そこで経営をしながら、その共同店舗には全然取り合わないという事業主さんもいらっしゃいます。そういう話もおいおいすると思いますので、やはりきちんと中身を精査して、そのオーナーさんというか、連帯保証人が別企業体でも持っていれば、その辺の資力の調査とか、経営状態の調査とか、その辺もして早目に手を打たないと、これは一部、私の友達がいるんですが、どこかで手を打ってもらわないと、子供に事業継承もできないというふうな話も出ておりますので、例えば、その人が連帯保証で、ここら辺で区切ってもらえれば、ここで清算してきちんと子供には別で、何というか、事業継承させるとかいう話もありますので、なるべく、さっき役所の都合とか言いましたけれども、その辺も長い目で見て、商売を育てていくということであれば、それをぜひお願いしておきます。

○内野幸喜委員 先ほど副委員長の方からちょっと話があったんですけれども、決して

私、中小企業の振興を妨げているとかそういうふうには——中小企業の振興が大事だと、それはもう十分わかっています。ただ、先ほど未収率が12%、ということは88%正常に返されているわけですよね。やっぱり公平性の観点からも、特にこれは決算特別委員会なので、収入未済額があれば当然言わないといけないので、うちの家業も商売をやっています、非常に厳しいです。そういう厳しい中でも、やっぱり頑張っている方がいらっしゃる。だから、これは決して——中小企業の振興が大事ですけども、この収入未済を減らすというのも、当然やっぱり県民のためにもしていかないといけないことなので、そこだけはお願いしたいと思います。

○馬場成志委員長 じゃあ、この件に関してはいいですかね。

私からも一言申し上げますけれども、先ほどから話が出ておりますのは、例えば昨年からの指摘があったこととありますとか、それとか、本当にその時点、その時点で皆さん方本当に一生懸命取り組んでおることが、毎日その取り組みをやっとるから、もう過去のことになってしまって、ここで答えるときに、それが全体像が見えてこないという部分があるんですよ。そういった部分まで、こういう場に出るときは、県民の皆さん方に説明するというような感覚の中で、私たちの顔だけではなくて、そういう全体像が答えられるようにやっぱりやっとかんと、誤解を生みませんし、話がかみ合ってきませんので、その辺につきましては、しっかりと部長初め、また皆さん方に周知しておいていただきたい。それから、事務局として、また今後の決算の予定の入るところにも伝えとっていただきたいというふうに思います。

ほかにありませんでしょうか。

○中原隆博委員 48ページ、観光費の中で、

もう1点だけ申し上げますと、スポーツキャンプ誘致事業、中ほどにありますけれども、94万8,000円。宮崎あたりが、言うなればプロ野球、2月に行けば、もう押すな押すなの盛況で、そこにまたプロサッカーチームあたりもキャンプを張っていかれるという中で、我が熊本県はどうにかならないかというのは、私も、長年、これはできないものかというような思いの中で来たわけですね。

そんな中で、この94万8,000円というこれが計上されているということは、何とか熊本に誘致できませんかという、ただ名刺を置きに行ったぐらいの事業費じゃないかと思うんですよ。まず、そこをお尋ねします。

○松岡観光交流国際課長 このスポーツキャンプ誘致につきましては、現在、プロサッカーの招致関係で使用をいたしております。これは委託で出しております、それで、これは関係者が集まって、具体的に韓国からであるとか、中国からである、あるいは国内のJリーグからの要望等について対応をするという経費でございます。

○中原隆博委員 それは単なる一つのスポーツの1チーム、2チームのお話であるわけですから、例えば、冒頭申し上げましたように、プロ野球のチームというのは12チームあるわけですね。読売ジャイアンツに行きましたとか、ロッテマリーンズに行きましたとか、北の大地の北海道のそういうところを熊本にと、キャンプですから、2月の。旅行で言えばオフシーズンですね。ここでやっぱり宮崎あたりは経済波及効果を何十億と上げているわけですね。だから、そういう努力もあわせてしてもらいたいということは、長年、私も申し上げてきたわけですよ。だから、そういった球団事務所とかなんとなかに行かれたことはありますかと、ちょっとお尋ねします。

○馬場成志委員長 この金額じゃ気合いの足らぬと言ひよんなはつとでしょう。

○松岡観光交流国際課長 プロ野球の誘致につきましては、過去の中で、例えば巨人であるとか、人脈を使いながら声をかけたということは行っております。

○中原隆博委員 それで、例えば、ただ行って、わかりましたとかいう形で、実際にプロ野球のキャンプ地の誘致ができなければ何もしないわけですね。だから、不用額を残すぐらいであるならば、12球団全部回るとか、例えばですよ。あるいは、かつてのオリックスブルーウェーブあたりが、何もない宮古島でキャンプを張っているじゃないですか。そういうことに比べたら、熊本の方がずっと環境的にもいいわけですね。だから、そういうところのやっぱり予算、事業費を立てて、次年度から積極的にやってくださいと。もうこれはお願いしときます。

○鬼海洋一委員 5ページでありますように、さまざまの団体への補助金がなされています。先ほど商工会の話もいたしました、関係する団体への補助金あるいはさまざまの支援というのは、その団体を通して、つまりそれに加入する方々の企業の振興を図ることが目的だと思うんですね。

実は、これは、熊本県にはこんなことはないというように思うんですが、大分では、県トラック協会が約4億9,000万の不正流用があつてという新聞記事が載っております。しかも、県の補助金が関連団体に不正流用されていたということも、関係するところはこの記事を承知されているというふうに思うんですが、そういう意味でトータルすれば物すごい補助金がこの中でなされている、団体のですね。そういう関連団体に対する補助

金をやったところへの指導だとかあるいは調査、そういうことはなされているんでしょうか。

○福島商工振興金融課長 御指摘のありましたトラック協会、あとバス協会とか、商工会、商工会議所、商工会連合会に対する補助は、私どもの商工振興金融課の方でやっております。それぞれ年次計画といいますか、年間計画を立てまして、補助金の指導監査ということで定期的に検査をいたしております。

おっしゃったような不正流用については、熊本県の場合ございませんでした。

○馬場成志委員長 ほかはありませんか。

○大西一史委員 12ページ、中小企業従業員住宅使用料、さっき説明がありました。倒産及び経営不振ということで2件ですけれども、今年度不納欠損処理をというような話ですけれども、この額というのは、収入未済については、じゃあ大体もうめどが立ったという、まあめどが立ったという言い方は変ですが、この収入未済の圧縮という観点から、不納欠損ということは非常にじくじたるものがあるとは思いますが、大体見込みとしては、もうこれで大体消えてしまうというふうを受けとめていいのかどうかですね。今後の見直しも含めてちょっと教えていただきたい。

○古閑労働雇用課長 今御指摘ございました中小企業従業員住宅ですが、この1,400万のうち今回不納欠損処理をさせていただきましたのは、1件分で約520万でございます。ですから、残り900万程度はまだ残っております。

この900万につきましては、先ほど御説明しましたように、抵当権の設定を今回させていただきましたので、ある意味債権の保全は図られたかなという認識でございます。

○大西一史委員 債権の保全が図られたということであれば、当然回収は可能であるということではないですかね。

○古閑労働雇用課長 まだ、この企業自体は、経営状況は非常に厳しいんですが、経営をまだ続けておられます。企業所有の土地に抵当権を設定しておりますので、仮に行使しますと、その経営自体ができなくなる可能性もございますので、すぐ早々に収入未済額がなくなるということにはちょっとつながらないかなと、もうしばらく毎月の返済等については働きかけをしていきますが、しばらくはちょっと残る可能性もあるということがございます。

○大西一史委員 ということは、ある程度設定をして、その後の毎月の支払いといいますか、返済、弁済というのは、ある程度誠意を持ってやられているという認識でいいんですかね。

○古閑労働雇用課長 それは細々ではございますが。

○大西一史委員 わかりました。引き続き、この件についてはちょっと——900万あるのであれば、そこはしっかりやっていただきたいということをお願いしておきます。

○馬場成志委員長 ほかにありませんでしょうか。

○溝口幸治副委員長 17ページのふるさと雇用と緊急雇用、これは麻生政権のときに出てきた事業で、かなり当初事業が出てきたときに、呼びかけたときに、反応がなかなか悪くて、何回も何回もそれぞれみんながねじ巻いて集めてきたわけですけども、結果的に

は、最終的には市町村の事業の実績が執行見込み額を下回ったということで、これは結果がこうなったので仕方がないところはあるかもしれませんが、やっぱりこの雇用対策というのは非常に大事だと思いますね。これだけ雇用状況が悪化しているので、今年度、来年度、さらにここはきちっとやっていかぬと思いますが、もちろん今年度は予算を上回るようなというか、そういう対策もとられておりますが、その辺の感想も含めて。

○古閑労働雇用課長 今御指摘ございましたけれども、残念ながら執行残という形で今回は減額をさせていただいております。不用残として処理をさせていただいておりますが、22年度につきましては、21年度がふるさと、緊急を合わせまして約40億、22年度につきましては、合わせて90億、倍以上の予算措置をさせていただいております。

今のところ、予算どおりの執行を計画させていただいておりますので、ただ、補正予算で、今回9月補正の追号で約18億5,000万予算を増額させていただいておりますし、また、国の方の経済対策でさらに1,000億、全国でございますが、追加補正がある予定でございます。ですから、その分を加えますと、さらになお一層県並びに市町村で活用を図っていく必要があるというような認識でございます。

○溝口幸治副委員長 もう要望に変えますけれども、せっかく予算があるので、さっきの地域の活性化の、鬼海先生の話じゃないんですけども、地域の隅々に雇用が生まれるような、やっぱり一工夫、二工夫商工観光労働部で知恵を絞っていただいて、たくさん事業をつくっていただきたいというふうに思います。要望です。

○馬場成志委員長 私からも、これは、この

21年度も使いにくい部分があったときに、政治レベルで随分使い方を改善した部分があります。これについては、ニーズがたくさんあれば、もちろんそのことには心を砕いていただいていると思いますが、制度に合わないからだめなんだということではなくて、ニーズが多ければ、そのことによって国の制度も変更していただくような努力も、ぜひ引き続きしていただきたいということも申し添えておきたいというふうに思います。

ほかにありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○馬場成志委員長 それでは、これで質疑は終わりますけれども、一昨年、セーフティネットで随分企業がまずは持ちこたえられるようにというこの制度を実施していただいて、その後、景気対策というのが、ちょっと切れ間があるような景気対策になっておりますので、先ほどから話があつておるようなことで、随分、商工関係、厳しいときが来るんじゃないかなというような覚悟を持っておりますので、きょうのいろんな意見はしっかりと受けとめていただいた中で今後執行していただきますように、重ねてお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、次回は第7回委員会となりますが、あす9日火曜日午前10時から開会し、教育委員会の審査を行い、午後1時から企業局、病院局の審査を行いますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして第6回の決算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時19分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

決算特別委員会委員長